

平成27年第1回今帰仁村議会定例会会議録

| | | | | |
|--|-----------|----------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平成27年3月4日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 延 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 議 | 3月18日 午前10時00分 | | |
| | 延 会 | 3月18日 午後5時05分 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 與 儀 常 次 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| | 2 | 上 原 祐 希 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 與那嶺 透 | 10 | 久 田 浩 也 |
| | 4 | 東恩納 寛 政 | 11 | 座間味 薫 |
| | 5 | 與 那 勝 治 | | |
| | 6 | 吉 田 清 尊 | | |
| | 7 | 玉 城 みちよ | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 10 | 久 田 浩 也 | 11 | 座間味 薫 |
| 職務のため議場 に出席したもの | 事務局 長 | 小那覇 安 啓 | 書 記 | 宇茂佐 和 代 |
| | 係 長 | 玉 城 民 枝 | | |
| 地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名 | 村 長 | 與那嶺 幸 人 | 住 民 課 長 | 田 場 盛 史 |
| | 副 村 長 | 大 城 清 紀 | 福祉保健課長 | 宮 里 晃 |
| | 総務課 長 | 小那覇 安 隆 | 総務課主幹 | 當 山 清 巳 |
| | 教 育 長 | 新 城 敦 | | |
| | 学校教育課長 | 田 港 朝 津 | | |
| | 社会教育課長 | 上 間 恒 章 | | |
| | 建設課 長 | 金 城 正 明 | | |
| 経済課 長 | 島 袋 輝 也 | | | |

平成27年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 7 号

平成27年 3 月18日（水曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|--------|-----------------------------|-----|
| 1 | 議案第26号 | 平成27年度今帰仁村一般会計予算について | 質 疑 |
| 2 | 議案第27号 | 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について | 質 疑 |
| 3 | 議案第28号 | 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について | 質 疑 |
| 4 | 議案第29号 | 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について | 質 疑 |
| 5 | 議案第31号 | 工事請負変更契約について | 質 疑 |
| 6 | 同意案第1号 | 監査委員の選任について同意を求める件 | 質 疑 |
| 7 | 同意案第2号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 | 質 疑 |
| 8 | 同意案第3号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 | 質 疑 |
| 9 | 同意案第4号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 | 質 疑 |
| 10 | 同意案第5号 | 教育委員の任命について同意を求める件 | 質 疑 |
| 11 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | 質 疑 |

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「議案第26号 平成27年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

昨日に引き続き、これから歳出の質疑を行います。歳出、6款農林水産業費から9款消防費までの質疑を行います。質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 153ページ、6款農林水産業費、3項水産業費、3目漁港漁場建設費、この中の13節ですね、1,665万円、漁村再生交付金事業として運天漁港砂防堤測量設計委託業務、運天漁港航路測量設計委託業務、運天漁港泊地測量設計委託業務、この委託業務の内容の詳しい説明を求めます。

それから15節ですね、同じく漁村再生交付金事業として運天漁港航路浚渫工事、これについてのご説明を求めます。

それから159ページの7款1項7目今帰仁村観光情報発信強化事業、この中に13節委託料として今帰仁村観光情報発信強化事業、ウエルカムサイン等案内板製作・設置委託業務(湧川・今泊)、これは730万円の計上であります。

17節で公有財産購入費、今帰仁村観光情報発信強化事業、ウエルカムサイン等案内板設置、この内容の詳しい説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時03分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時04分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑にお答えします。

153ページ、6款農林水産業費、3項水産業費の3目漁港漁場建設費の中の委託料及び15節工事請負費について説明いたします。この事業につきましては、本年度、漁村再生交付金の事業を使いまして、運天漁港はつくられてから長い間たっていますので、老朽化と機能向上のための運天漁港の砂防堤の測量と運天漁港航路の浚渫のための設計の委託業務をするのと、泊地内の今後の掘削等をするための委託設計の事業で1,665万円を計上しております。

県の補助金としては1,660万円を国、県の補助として充当されております。

あと工事請負費につきましては、運天漁港の航路の浚渫工事としてですね、予定しております。これにつきましては、国、県の補助が3,340万円含まれた事業となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時05分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時06分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 159ページ、7款商工費、1項の商工費の中の7目今帰仁村観光情報発信強化事業、これにつきましては一括交付金の事業でございまして、694万3,000円が一括交付金の財源となっております。その委託料と公有財産購入費について、ご説明申し上げます。

まず今帰仁村観光情報発信強化事業のウエルカムサイン等の案内板作製につきましては、設置の委託業務です。湧川の、マリーのほうの壊れかけている看板のリニューアルのための看板製作と、それから西側

の今泊ですね、村界あたりに同様のウエルカムの看板を設置する予定です。その用地測量の業務がその中に入っています。

あと、観光及び村特産品のイベントにつきましては、海洋博公園ですとか、観光客が集会する場所です、村の特産品などの展示即売をする予定で委託料も組んでおります。

あと17節の公有財産購入費につきましては、湧川区と今泊区の個人有地でございますので、その用地の購入のための経費として計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時08分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時10分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 運天漁港の整備についてご説明がありましたけど、この運天漁港の委託料を計上していますが、その委託をして工事ですね、着工の時期と完成予定の時期、おおよそでよろしいので、お伺いします。

それから、運天港の15節の工事請負費のほうですね、運天漁港航路浚渫工事を行うことによって、漁港を利用する漁民の方々にどのような利便性があるか、答弁を求めます。

それから、ウエルカムサイン等の案内板ですけど、これの大きさというか、このイメージですね、どういう感じ、私が思うには相当今、今泊の交差点にある今帰仁城跡の入り口のほうにあるカラーの写真を含めた、何かとてもいい看板だと見ているんですけど、そういうふうにあれがいい一つの理由は大きさが相当あると、すぐわかるということがありますが、そのあたり、ぜひですね、ある程度大きさのあるものが必要だと思いますけど、今、考えている大きさとか、あるいはデザインといいますか、何か文字であるのか、写真であるのか、あるいは絵とかを書いてやるかとかですね、そのあたりのことがわかれば答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず漁港の委託についてでございますけれども、詳細については今からですね、前半に業務委託の設計業務の委託をしまして、後半から運天漁港の浚渫工事に入る予定にしております。大まかな、今のところ工程表しかないんですけども、平成27年度につきましては航路の浚渫ですね。今、砂がたまって浅くなっている状況がございますので、漁民の方々の船の出入りがスムーズに行くように航路にあります岩礁とかの撤去とか含めてですね、航路の安全性の確保と、入りやすい利便性の確保を図るための工事でございます。

あと、159ページのウエルカムサインについての概要ということでございますけれども、ちょっと休憩。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時14分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ウエルカムサイン等の規模、大きさ、大まかな概要についてのご質疑でございますけれども、その看板につきましては幅が1m60cm、高さが4m、あと下のほうにコンクリートが1

m50cmと1,800㎡のコンクリートを流す予定の内容です。

あと、文字としましてはシンプルに、ウエルカムですので「ようこそ今帰仁村へ」ということと、今帰仁村のシンボルである桜と城壁をモチーフにしたデザイン。あと、幅がございまして、そばのほうにはさまざまなイベントの告知ができるように懸垂幕などを掲示できるように。例えばイメージとしてわかりやすいのは、名護市の中央公民館のほうに懸垂幕を自動的に、巻き上げ式でできるような広報のものを検討しております。

あと、今泊地区につきましても、幅につきましては1 m60cm、高さについては4 m。ただ土台の幅がですね、若干大きい2 m10cmと1 m50cmのセメントを流す予定で、計画しております。これにつきましては、同じように「ようこそ今帰仁村へ」という文字とですね、桜と城壁のものをモチーフにして、そばのところにはさまざまな、今現在進行中のイベントの告知ができるようにですね、懸垂幕等が張れるように今、計画しています。同様なスタイルで計画しているということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 十分な答弁がない部分がありましたけど、運天漁港の委託業務を今、今年度でやりますけど、詳しい日程が決まっていなければですね、浚渫は工事請負費で入れてありますから、この委託業務としてやっている業務のですね、この工事は平成28年度に行うのか、あるいは平成27年度の後半あたりで着工するのですね。それから平成28年度中に事業を終える予定なのか、継続事業として平成29年度あたりまでですね、事業を継続するのか、お伺いします。

それから、この運天漁港についてはですね、過去、昔この利用者が少ない、水揚げが少ないということで国のほうでは漁港の指定を取り消す、廃止するというような大変危機的な状況があって、そういう中で村のほうでいろいろなことをやった中で、これが継続されて、漁港指定を取り消さないで、またその上で工事まで始まるということになって、大変貴重な厳しい中から何十年も工事が続いています。そういうことで、ぜひですね、この漁港をもっといいものにしていくために、今後、経済課長が中心になって取り組んでいくご決意をお聞きします。

ウエルカムサインボードですね、それについて、今とてもいい方法だなと思いました。懸垂幕とかあるいは新しいイベントの告知とかがあるということでもありますけど、ぜひこれを活用して今帰仁村の大きな行事だけじゃなくても、毎日毎日行事があるわけじゃないですから、ある程度小さい行事であると思うことであっても、観光客によっては、これ行ってみたいと思うことがありますので、そういうことについてですね、ぜひウエルカムサインボード、案内板を活用していくようにしていただきたいと思います。これについて、また、より利用を促進するために、この経済課商工観光担当だけじゃないで、今帰仁村として全村的にですね、あるいは商工会とか観光協会とか連携して行って、より有効活用していくお考えについて、ご決意をお聞きしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず153ページの漁港漁場建設費に関する関係についてでございますけれども、委託につきましては今からの業務なんですけど、まず砂防堤の測量ですね。航路上にある砂防堤の測量ですので、今回の工事と一

緒にですね、工事のための委託設計ということでご理解をお願いしたいと思います。あと航路の測量設計委託業務につきましては、同様です。

あと、泊地につきましては、中の浅くなっている砂とかを上げる測量ですので、今後の浮き栈橋であるとか、そういったものの工事のための委託料ですね。その工事につきましては、平成27年から歳入の質疑の中でもお答えしているんですけども、平成27年から平成31年までの5カ年の事業でございます。それでその中で、今現在も含めてですね、県とのヒアリングを重ねているところでありますので、詳細な事業の変動とかも今後、その期間内であり得るかなとは思いますが、5年間継続の事業ですので、今期につきましては運天漁港の航路の浚渫、まず第1番目に優先で進めていきたいということで考えている事業です。

あと、159ページ、6番議員のほうからさまざまな提案がございました。これはさまざま、村内で行われるイベント等の告知につきましてはですね、関係団体、商工会を初め観光協会、それから社会教育団体を含めてですね、連携を持ちながら村内というか、北部地域を周遊されている観光客の皆さんが立ち寄れるような環境づくりについて連携を持っていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 質疑いたします。158ページ、7款1項商工費、6目観光力基盤強化事業の13節委託料についての説明と、15節の工事請負費についての詳しい説明を求めます。

それから161ページ、8款1項1目土木総務費、13節委託料、風景づくり推進事業の内容について説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

158ページ、159ページなんですけれども、7款1項6目の委託料と工事費の観光力基盤強化事業ということでございますけれども、この説明ですね。実は、交流センターのトイレがですね、特に女子トイレが使用に不便を来しております、やはり増設すると、トイレなんです。そして、現在のトイレと歴史文化センター、若干トイレ側なんですけど、そこに新しいトイレを増設する予定であります。浄化槽も大分処理能力が弱っております、どうしても浄化槽を大きくしていきたいと、そういうことです。

そしてまた入場者も大分ふえております、そういった面で、トイレを増設するということの事業であります。これは一括交付金事業ということであります。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑にお答えいたします。

161ページ、8款1項1目ですね、13節の委託料、風景づくり推進事業の内容ですが、これについては、事業は一括交付金を使って風景づくりの事業に取り組んでいるものであります。

村のほうでは平成24年度に今帰仁村景観計画を策定いたしまして、その景観を保全するような計画になっておりますが、平成25年度に今泊地区の景観向上計画を作成いたしました。これについては今泊地区で、この景観を向上させるためにどういった方法があるのかということで、いろいろ今泊の住民とかでワークショップも行いながら、景観向上の計画を作成しております。

平成26年度に、この今泊の景観向上計画に基づいて今年度ですね、平成26年度、こういった事業が取り組めるのかというのを今、検討している段階であります。これに基づいてですね、平成27年度に今泊をモデル地区としていろいろ景観の事業的なものも検討しながら、平成27年度は各字のほうにですね、まず今泊である程度検討したものを、また各字でいろいろヒアリングとか区長の聞き取りとかですね、また説明会等も行っていきながら、各字の景観向上ができるような内容のものを把握していく予定で今、平成27年度は、この風景づくり推進事業として取り組む予定であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 観光力強化基盤事業、トイレの増設ということでお伺いしましたが、今後、歴史文化センターの敷地というふうに認識しておりますが、大体どの辺に設置するのでしょうか、お伺いします。

あと、161ページの風景づくり推進事業ですが、今、今泊地区で検討されているということなんです、例えばどのような風景を想定しているのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

158ページでございますけれども、トイレはですね、現在のトイレが交流センターの西側になりますかね、現在のトイレですね。そしてそこからその横を通って歴史文化センターに、順路があるんですけど、そのトイレを過ぎた次の場所ですね、今、実は2つの顕彰碑が建っておりまして、その前に建てて、その顕彰碑は移動するという事で予定しております。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

今、どのような風景を想定しているのかということですが、今、今泊のほうですね、いろいろ聞き取りした段階で、今泊のフクギの適正な維持管理ができないのかとかですね、あと花や緑の沿道での美化の空間を創出できないのかとかですね。あと、集落景観に調和したレトロな外灯とか、これは観光客が来たときに夜でもちょっと散策できるようなものがないのかとかですね。あと今泊のきれいな水辺環境を取り戻すものができないのかとかですね。あと、今泊の美しい海岸景観の保全創出とかですね、こういった内容が今泊の住民のほうから、いろいろ課題等を含めて出されておりますので、これについてこういった方法で事業化ができるのかとかいうのを検討していきながら、今後こういった景観づくりのものに結びつけるような事業に取り組んでいく計画として、今、風景づくり推進事業を推進しているところであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 課長の答弁で大体理解いたしましたが、トイレですね、城跡の展望台といいますか、御内原（ウーチバル）ですか、あそこから見えるのかですね。もし見えた場合、この景観上、悪影響はないのかというのもお伺いしたいと思います。

今泊の風景づくりですね、とてもすばらしいものだと思いますので、ぜひ実現できるようにやってほしいなと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

御内原から見えるかということでありますけれども、今の交流センターとトイレ、赤瓦がございます。やはり何を配慮したかということ、やはり御内原からの景観を一番配慮したわけですね。とにかく目立たないようにということで、なるべく低く、木も、その手前というんですかね、松とかを植えて目立たないようにしていますけれども、増設のトイレもやはり景観に配慮しないといけないと。やはり現在ある赤瓦はですね、この赤瓦をかぶせて一連の施設関係でやっていきたいと、そういう感じで。どうしても御内原から若干見えるとは思いますが、配慮はしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 137ページ、歳出、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の7節賃金の中の産休育休代替が203万5,000円について、説明求めます。

次、154ページ、7款商工費、1項1目商工総務費の一番下の13節委託料ですね、1,197万円、古宇利ふれあい広場食堂管理委託料の説明。

次、これはみんな新しい事業ですので、説明を求めたいと思います。156ページ、4目環境保全美化推進事業ということで、いろいろ福祉保健課、経済課、建設課ということで、157ページにいっぱい出たですね、158ページまでまたがっている環境保全美化推進事業、各課にまたがっておりますので、ちょっと説明を求めたいと思います。

次の158ページです。5目景観形成強化事業、これも新しい事業ですので、説明を求めたいと思っています。

次の6目も観光力基盤強化事業の委託料云々も含めてあります。13節委託料、15節工事請負費等々ですね、委託料の552万円ですね、社会教育課、観光力基盤強化事業ですね、新しい事業ですので、説明を求めます。以上。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 137ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の中の7節ですね、賃金の中の産休育休代替についてのご質疑にお答えします。

まず農業委員会の職員が今期3月から産休休暇に入ります。これは労働基準法ですかね、8週、8週の産前産後の休暇等含めまして育児休暇がありますので、それで1年間の分とですね、1年間の賃金の手当と、それから臨時職員でございますので、ボーナスの分の賃金の手当をしている予算でございます。以上です。

あと、154ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費の中の13節委託料についてでございますけれども、委託料全体としては1,197万円でございます。その中で古宇利ふれあい広場食堂等管理委託料につきましては、60万円でございます。

あと、残りのものにつきましては、村産農産物を使用した地域伝統料理継承・担い手育成事業の182万3,000円、それから地域プロモーション促進事業の434万6,000円、クーガ芋・モリンガの生産・加工・販売促進事業の520万1,000円の県の雇用促進事業のですね、人づくり事業の委託料を計上しているところで

ございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 先ほどのご質疑にお答えします。

今、156ページ、4目、それから次のページをあけまして5目ですね、それと6目、7目、新しくなっていますが、その中で、まず予算の組み替え方から説明して、それぞれ説明しようと思っておりますけど、4目に関しましては平成26年度までは、それぞれの課でそれぞれの目で継続してやっていたものを今、一括にまとめたものであります。

あと5目に関しましては景観形成事業ですけれども、これも継続でですね、去年までは道路維持費のほうで組んでいたものを、この一括交付金の目的に沿ってですね、こちらに集めてきているものであります。

6目に関しましての新規はですね、先ほど社会教育課長から答弁があったようにトイレの委託料と工事費ですね、それが新規であります。

あと19節に関しましては、先ほどお話があったように、それぞれの課で担当のほうの目で組んでいたものを、1カ所に集めたものです。

あと、7目に関しては新規の事業となっております。

細かい、詳細はまた、それぞれ担当で答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えいたします。

7款1項4目の環境保全美化推進事業の福祉保健課部門の環境保全美化推進事業につきましては、昨年まで4款で組んでおりました不法投棄パトロールの業務、また、タイワンハブ等の捕獲関係の業務の賃金として出ております。

それ以外に、その事業を運営していくための軽トラックの燃料代等ですね、需用費もろもろの予算を組ませていただいております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

156ページですね、7款1項4目の環境保全美化推進事業、この建設課の事業分については、村道の道路の草刈り等に伴う道路維持管理費のものとして計上しております。雇用については、今2人の雇用を予定していて、各節のですね、共済からは賃金、需用費、ずっとこの建設課の項目として予算の計上がされております。

それと158ページ、5目景観形成強化事業ですね、これも一括交付金の、先ほど説明がありました継続の事業で平成26年度までは道路維持費のほうに景観形成強化事業として計上しておりましたが、今回新しい目を設けて7款1項5目として景観形成強化事業として予算の計上をされております。

13節の委託料については今回ですね、運天松堂原線、クンジャーのほうの中の通りの道路台帳整理等、あと諸志与那嶺線ですね、簡易舗装の設計委託。これについては、諸志与那嶺線はですね、沖縄県の畜産研究センターの前の通りで希望ヶ丘まで行く道路なんですけど、ちょうどこの沖縄県の畜産研究センターのちょっと南側、林道に行くところの分岐点から希望ヶ丘まで行くところの簡易舗装の設計委託を予定して

おります。

それとですね、諸志の農業用排水路、諸志の今まで通常幹線排水路と呼んでいるところ、農業用排水路ですね、それと吉事の農業用排水路の、この路肩の法面が結構雑草とかで維持管理が非常に、毎回草刈りしたりですね、そういう状況がありますので、今回ほぼコンクリートで法面を保護していくようなもので設計委託を予定しております。

それと15節の工事請負費については運天松堂原線の工事ですね、今、平成26年度から工事に入って、平成27年度で一応工事は終える予定であります。それと諸志与那嶺線の簡易舗装の工事ですね。それと防護柵の設置工事も予定されていて、この防護柵の設置の位置については諸志与那嶺線の途中で、ちょうど防護柵が今、ちょっとない状況で、村道のほうの管理がされているところがありますので、そこのところの防護柵の設置を予定しております。

それと村道の渡喜仁天底線と勢理客和呂目線と言って勢理客のほうの公民館から少し北側に行ったところの交差点のほうの、この交差点のカラー化、どこを優先にするかというものでカラー化の工事を予定しております。

それと村道の平敷伊豆味線、国道505号から乙羽岳に上る道路のですね、これも保護、コンクリートの法面の保護をする工事を予定しております。建設課の分については以上になります。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 156ページ、4目の環境保全美化推進事業につきまして、経済課の分についてお答えします。

まず昨年まで林業振興費に計上されていましたが環境保全美化推進事業、松くい虫等による松の環境を保全するためにシロアリ駆除とかですね、そういった馬場のシロアリの駆除とかに使った、一括交付金を活用して事業展開した事業がその中に入っています。

今回、157ページ、委託料の中に553万円ございますけれども、その中に花いっぱい運動がですね、100万円加わって、平成27年度は553万円になっております。あとは、その4節から7節、11節、それから14節、16節、18節に関する内容につきましては、昨年まで観光振興費の中に環境保全美化推進事業として計上されていたものの組み替えでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ご質疑にお答えいたします。

156ページですけれども、社会教育課の分ですね、環境保全美化推進事業、これも平成24年度からことしまでですね、社会教育費の中の交流センター費の中に含めておりました。この事業内容はですね、城跡及びこの周囲の環境整備ですね、管理、美化作業ですね。それに伴う事業でございます、これは平成27年度は男子が4名ですね、女子2人の賃金職員を配置する予定であります。事業は、こういう事業ですね。

あと、158ページの6目ですね。この中の13節と15節、観光力基盤強化事業、社会教育課の分であります。先ほど3番議員に答弁したとおりですけれども、交流センター横にありますトイレのまた横にですね、トイレの増設を予定しております。この委託料は、この実施設計に伴う委託料です。工事は、トイレの工事ということで計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 課長の説明で大體わかってきました。137ページの産体育休ですね、これはぜひあつて奨励すべきだと思つております。若者が産みやすい環境づくりですね、もっといっぱいの方がもらつて、いっぱい産んでもらいたいなと思つています。

それとですね、今は女子の方と私は認識していますが、男子も育休が認められておりますので、そういうのを活用しながらゆつくりゆつくり緻密に頑張つてもらつてですね、産みやすい環境づくりにつながつると思つていますので、ぜひそういうのはみんなに奨励して、生かしてもらいたいなと思つています。ぜひ男子もとれる環境整備づくりも必要だと思つておりますので、それについても答弁を求めたいと思つます。

次、154ページですね。これもいろいろ種類がありました。大體理解できましたけど、1,197万円つてちょっと金額が大きくてですね、156ページのリカリカワルミは80万円しかないものだから、金額が見えなかつたものですから質疑いたしました。大體理解できましたので、これで終わりたいと思つます。

次の156ページですね、今、課長の説明でいろいろあつてですね、観光美化について建設課は村の草刈りということで2人の職員が今、頑張つているということでもありますけど、私は国道の草刈りする業者より、まめにクメーキテ草刈りやつていると思つております。

その中で草刈りするんだけど、今後夏場の台風に向けて排水のですね、土はさわつていないんですよ。せつかく草刈りして上等になつているのに、排水の詰まり、いっぱいあるんですよ。落ち葉が詰まつたりしてスムーズに排水が流れないということで、結構、多々見えますので、散歩しながら歩いてみてもですね、こういうところまで細かくできたら、今後ですね、台風のとときにいい感じということで周囲も理解すると思つていますので、ここまでする、この方法でできるのかどうか、答弁を求めたいと思つます。

次、経済課ですね、158ページの花いっぱい運動ということで、ことしですね、あちこちに公民館等、また道路周辺ですね、花が植えられております。これは観光と農業を推進しながらということで、いい運動だと思つております。これ、ことし1年で終わるのか、また継続で花いっぱい運動を続けていくのかですね。本部町はどういう事業でやつていられるかわかりませんが、伊野波の通りは昔からずっと花いっぱい運動があるので、今帰仁村もそういう方法をですね、今後はまた各地域の団体、老人会とか婦人会にお願いしながらできると思つますので、平成28年度も花いっぱい運動が続くのかどうか、答弁を求めたいと思つます。

次、158ページですね、景観形成強化事業。これは景観条例とちょっと関係するのかなと思つて質疑しました。というのは、景観条例は多々マイナス点もあるんですよ、国定公園の指定とかですね。国定公園に指定されたら、おうちがつくりにくいとか、いいこともあるんだけどね、マイナスもあるものだから景観条例もあると思つています。例えば何m以上は今帰仁村ではつくつてはいけないとかですね、私は今帰仁村の発展につながるんだつたら、ただし書きもあつてしかるべきと思つています。みんなルールに縛るのが条例の目的じゃないと思つていますので、今後も景観条例の委員会云々については今帰仁村の発展につながることだつたら検討してですね。今後、観光云々で進めながら沖縄県も観光、約1,000万人ということで考へております。本部町に来た観光団も今帰仁村に回つてくる可能性があつて、本部町のホテルオ

リオンモトブリゾート&スパと、また隣の村の今帰仁村でどこかにいいホテルがもし予定された場合は、この条例に縛られていく可能性が多々ないとは言えませんので、それについてどういう方法で今後の今帰仁村のいい地域づくりについてできる方法ですね、景観条例がブロックにならないかですね、ということがありますので、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

137ページの産休育休についてですけれども、議員ご指摘のとおりですね、男性職員も育休はとれる権利があるということなんですけれども、それについては奨励するということですね、やっていきたいなと思います。

ちなみに最近のマスコミでもございましたように、あるマスコミ関係者のアナウンサーが育児休暇をとったということが結構マスコミ等でも流れておりますので、その辺もですね、奨励につながっているんじゃないかなと思っています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時56分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

156ページの環境保全美化推進事業の件で、側溝の詰まりがあるということで台風時に影響が出るんじゃないかということですが、この環境保全美化推進事業で14節に使用料及び賃借料として建設課の分の42万7,000円計上しているのはですね、重機の使用料、タイヤシャボとかトラックとかの利用での予算を計上していますので、側溝の掃除とかについても、この一括交付金の中での対応できる分についてはですね、その分の予算で執行していく予定でおります。この金額で全て管理できるかというのは、ちょっと難しい状況もありますので、また道路維持費のほうですね、重機使用料等の予算を利用して村道の管理を行っていく予定でおります。

それと158ページ、景観形成強化事業の件ですが、今、この事業の中で、運天松堂原線の事業もやっているんですが、この集落の中の舗装についてですね、透水性舗装、コーラル色の舗装で実施しております。この周辺の集落がフクギの並木になって、非常に集落を守るようなフクギ並木もありますので、こういった景観に配慮したもので舗装を実施しているところでもあります。

平成25年、平成26年ですね、今泊のほうでも、今泊のウプ道ですかね、もとの馬場というところですね、公民館の向かいの通りですが、そこについても透水性のコーラル色の舗装で実施しているものであります。

こういった景観に配慮したような集落道とかですね、そういったものでこの景観形成を図れるような事業として実施しているものです。

それと、村のほうで景観条例を策定してですね、その条例を制定するときに景観計画を作成して、条例を作成しているんですが、その中で、村全体の中で一般地区と重点地区というもので地区を分けて、この景観形成の形成基準を設けております。建物の高さとか、そういったものをこの地区についてはどの高さに抑えてくださいよということで、この景観計画に基づいたもので村のほうから業者とか指導していっ

て、今、この景観を保全できるように実施しているところであります。

この景観計画の中で、まず建物とか、この事業者が建てようとしたときに、事前協議を村のほうでやっ
てですね、事前協議の中で、この景観計画に基づいて、ある程度そういう地区の設定された景観形成基準
に基づいて実施するように指導していっております。この事前協議をある程度終えた段階で行為の届け、
実際に建物をどういった高さとか規模とかにするというのを届けてもらって、これがこの景観計画に基づ
いたものであれば、そのまま建築を進めていくような手続に、流れになっていきます。

それから形成基準に外れた場合には、村のほうで景観委員会を今、立ち上げておりますので、この景観
委員会の中でこの話をしてもらってですね、あと、指導勧告とか、そういうふうなものを行えるような組
織になっておりますので、その中で議論していく必要があると考えております。

あと、今後、村の発展につながるのを阻害する要因はないかということですが、あくまで村の全体の
景観に配慮してですね、景観計画を立てておりますので、その中でやっぱり村のほうとして指導とかやっ
ていく方向で今、考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 再度ですね、さっきの草刈りの排水云々というのは、ちょっとした重機まで使わ
ないでも、草刈り機を持ちながらスコップでちょっと上げたらですね、水路を確保できるところはいっぱ
いあるんですよ。こっちちょっと詰まってね、ふたがなくて道にオーバーホールして、どこかに行く。人
の畑とか、いっぱいある。多々見えますのでね、スコップで上げてもらったらいいなところがいっ
ぱいあるんですよ。台風前に、そういう水路にちょっと手を加えてやってもらいたいなというのが多々
ありますので。

次に、景観条例の件であったんですけど、課長のルールの説明も詳しくわかりました。例えば大きいホ
テルを建てようと思ってですね、5mまでが村のルールとした場合、7階、8階になると、どうしても5
m以上とか6m以上になると思うんですね。そのときに委員会でですね、村の発展のためだったら5mと
決まったのを、7m、8mもですね、階が上がることができるのかですね。上がってもらわないと、客室
がつくれないう状況もありますので、平らに3階建てを長く造ることはできませんので、もし今後ないとは
ありませんので、この景観条例、今、つくって時期ですのでね、そういう感じで、ばねのある景観条例に
してもらいたいなと思っております。

でなければ、これに縛られて委員が、そういう方法でつくってくださいと、ルールに従ってくださいと
いうことの指導だけだったら発展の阻害要因になると思っておりますので、ぜひ幅のある、ばねのある委
員会にできたらなと思っておりますので。ちょっとですね、草刈りの排水の件と、今の件ですね、どうい
う方法までばねがとれるかどうかですね、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時05分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時06分)

小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。

花いっぱい運動ですね、平成26年度は別の資金で手当して、ふるさと納税のほうで資金手当したんです

けど、平成27年度からは補助事業、この一括交付金に乗せるということなんですけど、その継続性についてのご質疑ですけど、村長としても今後これは続けていきたいというふうの方針を持っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

側溝の詰まりとかですね、簡易的に除去できるものについては今、雇用している賃金職員で対応できる分には対応していきたいと考えております。

また、建設課の雇用とですね、あと経済課のほうでも同じように美化の、保全美化推進事業のもの、事業の目的が同じようにとられていますので、一緒にまた作業については建設課、経済課、合同でですね、今、作業も実施している状況もありますので、そういったもので簡易的なものについては賃金のものを利用してですね、側溝の詰まりの除去は考えていきたいと思っています。

それと、先ほどの景観条例の件の、景観計画の件ですが、これについてですね、村のほうで景観形成基準を定めて指導はしていて、それに適合するような状況でですね、今、ほとんど事業所から出ている物件については、今まで形成基準の中で実施しているものですから、ほとんどそれから外れるということは今まで、その案件については出てきていない状況があります。

あと、この形成基準から、もし外れるということ、不適合な状況が出たときは景観の景観委員会ですね、そこでの開催をして、その案件について議論していただくこととなりますが、この届け出の対象行為のものについてはですね、建築物については新築、増築、改築、あと移転、外観の変更をすることとなる修繕、模様替え、または色彩の変更については変更命令とか、そういうものを出せるんですが、ちょっと高さについては変更命令という形にはならないのですが、あくまでこの周辺の景観に配慮したものです。あと、分棟するとか、ちょっと建物を少しずらすとかですね、いろいろ景観に配慮する方法も考えられますので、その中で検討してもらおうというもので考えておりますので、あくまで今、景観計画に沿った内容で村としては指導していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時10分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時23分)

ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 159ページ、歳出、7款商工費、1項商工費、7目今帰仁村観光情報発信強化事業、13節委託料、ウエルカムサイン等案内板製作設置について、先ほど6番議員のほうからも質疑がございますけれども、ちょっと確認したいことがあります。ウエルカムサイン等案内板とありますけれども、これはこのウエルカムサインと案内板は1つのものの中に入るということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの159ページ、7款商工費、1項商工費、7目今帰仁村観光情報発信強化事業の13節委託料の今帰仁村観光情報発信強化事業の中のウエルカムサイン等案内板製作設置についてのご質疑の中で、「等」とあるのはですね、どうでしょうかというご質疑でございますけれども、ウ

エルカムサインというのは「ようこそ今帰仁村へ」というサインでございまして、あと、先ほども6番議員のほうに答弁したとおり、ちょっとそばのほうにですね、今現在進行形で行っている今帰仁村の各種イベントの告知についてもですね、周遊されている観光客の皆さんに告知できるように懸垂幕等、イベントの情報を適宜できるようにということで「等」という言葉の使い方をしているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 「ようこそ今帰仁村へ」というそばに看板ということでありますけれども、昨年、平成26年になりますけれども、沖縄への入域観光客数が705万6,200人、そのうち外国人観光客が89万3,500人、平成25年度に比べるとですね、一気に34万2,700人増ということで、1年間で62.2%もふえております。恐らくこれからもですね、右肩上がりにふえていくことが予想されるわけでございますけれども、それからしましてもですね、今から製作されるウエルカムサインにつきましては多言語表示にすべきではないかなと思いますけれども、いかが思われますでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

看板等について、外国人観光客に対する多言語表示についてでございますけれども、今回の看板の設置につきましては、今、現行の計画では1 m60cmと幅が小さいという関係で多言語表示の、今から発注するコンサルとうまく、車で走行しながら見える看板でございますので、字の大きさとかですね、そういったものの検討を加えながら、よく東南アジアの方々、それからアメリカ、英語を母国語とするの方々とか、東南アジア、中国語とか多数ありますので、どの言語にするかですね、観光協会の皆さん、それからみんなで検討してですね、必要な言語を選択して表示できる方向で検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 2行ぐらいのですね、そんなに大きくない文字でもいいと思っておりますので、そのぐらい入れてもですね、さほど予算的には変わらないのかなと思っておりますので、そういうふうにして取り組んでいただきたいと思います。

それからですね、観光情報発信強化事業という事業でございますので、今帰仁村の西と東の入り口ということで今泊と湧川に設置されることだと思っておりますけれども、その中で、私はちょうどですね、その今泊と湧川の間に位置します観光協会ですね、そこはほんとに情報発信の大もとであると思っているわけですよ。そこにもですね、この4 mという大きな看板じゃなくてもいいと思っておりますけれども、設置すべきじゃないのかなと思っております。見解をお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

東西の村の両入り口にですね、今回は予定しているところでございますけれども、この事業につきましては、まだ継続できるか、県とも調整しながらですね、今帰仁の中央部、郵便局の跡地あたりに全体的な総合案内看板等ができるかどうか。当初、そここのところに電光掲示板での行政情報とかも含めてのものを一応計画はしたんですけれども、予算が膨大になった関係で少し断念した経緯がありますので、その辺の

財政状況等も補助事業の状況等も見ながら、それとその情報につきましては今、北部観光連携促進事業ということで、北部12市町村で連携しながら観光推進をやっているという研究会等が動いていますので、その中で連携できる事業で各町村可能かどうかですね、いろいろ協議していきたいと、前向きに協議していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの11番座間味 薫議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を求めます。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 11月の臨時議会において外国、特に東南アジアの観光客が今帰仁村に来てもらえるようにしたいという村長のお言葉もありましたし、確かにこれからは外国人観光客もターゲットにすべきだと思っております。外国人観光客を受け入れるに当たりですね、環境の整備が必要になってきようかと思っておりますけれども、ウエルカムサインや案内板も非常に重要になってくるものだと思っております。早目に設置されることを要望いたしまして、終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 歳出142ページ、災害に強い栽培施設の整備事業、15節と、143ページの環境保全型農業補助金というものはどういうものか。

また、158ページ、13節、15節の景観形成強化事業の件をお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

142ページ、6款の農林水産業費、1項農業費の中の3目農業振興費、その中で工事請負費の災害に強い栽培施設の整備事業についてのご質疑でございますけれども、歳入の質疑の中でもお答えしたとおりですね、国・県の補助が80%、それから施設を導入する農家の分担金が20%と消費税も持つという中での2億円の整備事業費を計上しております。今回につきましては、歳入でも答弁したとおり北山野菜組合のゴーヤーの施設を予定している事業でございます。

あと、143ページの中の環境保全型農業補助金の8万8,800円につきましては、環境保全型農業、国のですね、対策事業ということであいあいファームのほうの、まず有機栽培の認定を受けていることが条件での事業で、8万8,800円を、あいあいファームへの補助金でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

158ページ、7款1項5目の景観形成強化事業の13節委託料の400万円の計上ですが、それについては運天松堂原線の事業の完了年度にですね、道路台帳の整備の委託と、あと諸志与那嶺線の簡易舗装の設計委託の計上です。それと諸志と吉事の農業用排水路の張りコンの設計委託を、この中で計上しております。

それから15節工事請負費については、運天松堂原線、クンジャーの集落の中の工事ですね。それと諸志与那嶺線の簡易舗装工事、それと防護柵設置工事、これは諸志区のほうの箇所になっております。あと、滑りどめ舗装工事、これは勢理客区のほうで村道の交差点のカラー化に伴う優先の識別ができるように、今回、交差点のカラー化をする予定でおります。それと平敷伊豆味線の張りコンクリート工事を予定しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 142ページのハウスの件ですけど、これ、今、地元の業者にさせないで直接、元請業者に入札させていますよね、工事よね。これどうにか今帰仁村の建設業界にはできないものか。何かというと、税の問題ですね、今帰仁村がやれば税が入ってくるんですけど、那覇の業者にさせれば税金は向こうに落ちるわけですよね。そういう面もあるわけですよ。これは一括交付金で多分やると思うんですけど、その点も考えた場合は今帰仁村の業者にさせるべきじゃないかなという気がするんですけど。去年のは、ほとんど業者ですね。これを今帰仁村の建設業界にさせたほうが、僕は税収的にいいんじゃないかという気がするんですけど、どう思いますか。

あとは、環境保全型農業補助金、あいあいファーム、これは向こうが申し込みをやれば、やったから向こうだけじゃなくて、ほかにもいると思うんですよ、有機農業はですね。たまたま向こうが当たっているんですけど。

あと、景観、あれはよくわかりますけど、今、非常に明るいおうちができすぎてですよ、ペンキがですね。これも景観条例に違反するんじゃないかというぐらいの目立つおうちがあるんですよ。こういうところもやっぱり景観上違反するんじゃないかなと思うので、どう思いますか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

142ページ、災害に強い栽培施設の件についてでございますけれども、地元業者に発注したらどうかというご意見でございますが、農家生産組合ですね、農家の負担もございますので、そのあたりのご意見等も聴取してですね、その方の了承が得られるのであれば、その方向でも検討させていただきたいなと思います。

あと、143ページの環境保全型農業についてでございますが、ほかにいらっしゃるかもしれないんですけども、その農業につきましては、まず前提条件としてJASの有機認定を受けている、取得しているということが前提条件になりますので、その辺のですね、もし有機栽培されている農家をご存じでしたら、その辺の情報等、お手伝いもしていきながらですね、その事業が受けられるように支援していきたいなというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

建物が原色で塗装されているというのですが、これの景観計画の中でですね、届け出対象行為になるものは建物の新築、増築、改築とか、移転、外観を変更することということで、建物の高さが7mを超える建物について村のほうに届け出をする形になります。それから建築物の延べ床面積が300㎡を超えるもの。だからそういった、今、届け出行為の対象とする規模が、それ以下になると、実際に村のほうに届け出のものが出てくることはありません。それで、実際に7m以下でも工事届とかですね、そのときに色彩とかについて実際の届け出行為にはならないんですが、こういった色彩のことについて景観計画に沿うような色彩にやっってくださいということで、建築主と話をしていく状況にあります。だから、この7m以下になったときには、確実に届け出がないものですから、実際に色彩について村のほうから直接の指導とい

うのは今、できないような状況になりますので、今後こういう届け出の工事届とかですね、そういったものが出てくるときに調整を行っていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 1階建てのおうちなら、どんなペンキを塗ってもいいということですか。じゃあ、これは自分がよければ、どんな色でもいいという考えになると思うんですよ。前は、おうちをつくるときは、ペンキはどんな色を塗りなさいという、ありましたよね、景観条例をつくるときに。原色の色を見てどう思いますか。感想だけ聞かせてください。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時45分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時45分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

確かに色彩についてはですね、原色を使うということは結構目立つような建物になっていきますけど、今、村の景観計画の中で、先ほど申し上げたように7mを超える建物の届け出というようなものがありますので、確かにそれ以下であれば自由にやっていいかという、やっぱり景観に配慮したような色彩というのを村のほうで、計画の中では明度とか彩度の数値があるんですよ、色合いを示す数値があるんですが、その色彩の中で建物の塗装はやってくださいということで指導していくような形になりますので、今後とも建物の工事届が出たときに、この建築主とですね、色彩については調整しながら指導していく考えております。以上です。

確かに色彩の原色については、かなり原色を使うということは派手な建物になっていきますので、確かに周りの風景とかを考えていったときには、周りの例えば緑とか、いろいろ周りの環境がありますので、そこに合わせていくのが好ましいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 歳出について質疑します。

159ページ、7款1項7目、再三ありますが、今帰仁村観光情報発信強化事業についてですが、今帰仁村観光情報発信強化事業とうたわれておりますが、ほぼアナログ的なことだけが強化されているような。ネット社会になっておりますので、このネットでの発信等々の強化を考えておられるか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

159ページ、7款商工費、1項商工費、7目の今帰仁村観光情報発信強化事業の中の今帰仁村観光情報発信強化事業につきましてアナログ的なものだけではなく、インターネット等を活用したものも考慮しているかということをございますけれども、今回のこの事業につきましては、確かに今帰仁村の東西のウェルカムサインということでアナログの、アナログというか文字で表記した看板の設置事業でございます。今、今帰仁村のホームページ等も活用しながら、インターネット等を含めて観光協会のほうでは今、緊急雇用事業のほうでも事業をとっている中でSNSですか、今のソーシャルネットワーキング・サービス等を活用したのも動いておりますので、その辺の活用したのもですね、今後この事業に組み込んででき

るか検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 前向きな答弁でした。

最近のフェイスブック、経済課長がおっしゃってございましたSNS等々が相当活用されておりまして、フェイスブック内でも広告をピンポイントで打つこともできますので、この辺もぜひ検討していただきたいと思います。

ネットの中ですので、物すごくボリュームも持たせてですね、先ほどもありましたが、多言語での発信も可能ですので、この辺をぜひ検討のみじゃなく、早期に実現できるように行っていただきたいと思いますが、これは例えば観光協会がこうしたい、ああしたいと案を出したときに、この事業費の中から、もしくは補正を組んででもいいですので、早急にできるかどうかお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

まずインターネット関連についての今帰仁村の情報の発信事業につきましてでございますけれども、この事業について補正等で緊急に出た場合に対応できるかということでございますが、この事業は一括交付金事業を活用した事業でございます。補正での対応は厳しいと。次年度に向けてですね、今後、観光関係の関連団体とですね、一緒になっていい情報の発信ができるかどうかですね、議員提案の内容を含めて次年度の事業に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時52分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 137ページになります。1節の農業委員報酬になりますが、前年度より人数がふえているような気がするんですが、その増員の根拠ですね、説明、答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

137ページ、6款農林水産業費、1項農業費、農業委員会費の中の1節報酬ですね、前年度より61万2,000円の増ということになっておりますけれども、昨年までの委員が11名、去る選挙の後に12名ということになっております。それについては10名が選挙ですかね、その他推薦の枠がありまして、1推薦の枠、どちらがどこの推薦なのかというのは、今、手元に資料は持っていないのですが、1人の推薦枠の増ということでありまして。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時31分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時40分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 答弁漏れがございましたようですので、お答えします。

今回ですね、1節の報酬の増につきましては、前回の任期の方々が11名、今期から12名になりましたと。

選挙で選ぶ委員が10名、あと農協の推薦枠の方1人と、今回、土地改良区の推薦がお一人ですね、入ったということで12名ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時41分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時42分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 大分理解できましたので、この辺で終了します。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時42分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時43分)

ほかに質疑ございませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 歳出について質疑いたします。

166ページ、8款3項2目の13節委託料と、あと15節工事請負費の事業内容について答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

166ページ、8款3項2目ですね。13節委託料、今帰仁城跡周辺環境整備事業の予算の計上ですが、今回、今泊、港川ですね。今泊の西側の、ちょうど県道115号線沿いに流れている河川ですが、そこにかかる橋ですね。北山病院の向かい側の橋の今泊長嶽橋があるんですが、その改修に伴う設計委託業務を計上しております。

それと15節工事請負費については、護岸の工事ですね。今、継続して平成25年から下流側から護岸の工事をやっているんですが、その継続の事業で、今回、延長で92mの護岸の改修を予定しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 建設課長の答弁で大体把握はできているんですが、その橋ですが、いつごろまでにですね、工事期間とか、そういうものがもし決まっているのであれば、そちらの答弁を求めます。

15節の工事請負費のほうですが、こちらは継続の、今現在工事中の金額になるのか。または、これからこの92m延ばす範囲の工事請負費になるのか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えします。

13節の委託料の今泊長嶽橋の設計委託なんですが、これ平成27年度で設計委託して、平成28年度以降に工事を行う予定でおります。

15節の工事請負費については、これは継続事業ですので、今回、平成27年度に92mの改修を予定しております。今回、平成26年度までですね、ちょうど国道505号から海岸に向かう下流側を改修しておりますが、今回、平成27年度は、そこから国道を越えてですね、上流のほうに改修の予定をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時47分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時47分)

2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希君** 13節の委託料に関しては、建設課長の説明のようで十分理解できました。

15節のほうですが、橋を越えた、国道505号を越えた、その先の92mという部分ですが、それ兩岸含めた工事になるのでしょうか。答弁を求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 金城正明建設課長。

○ **建設課長 金城正明君** ただいまのご質疑にお答えします。

今回、平成27年度ですね、92m予定しているのは左岸ですね、下流側に向かって左手の護岸の改修になります。上流から下流のほうに向いてですね、左側の護岸を予定しております。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ **10番 久田浩也君** 歳出について質疑いたします。

141ページです。一番下の欄の13節委託料、農業振興地域整備計画委託業務、今、700万円計上されていると思いますけれども、その詳しい概要ですね、説明を求めます。

それとページめくりまして、142ページですね。14節、数字は小さいんですけども、農業用廃ビニール処理用地賃料、これどこを指すのかですね。

それと143ページ、19節のさとうきび安定生産確立対策事業補助金、このハーベスターですね、この事業の説明を求めます。

それと153ページです。6款3項2目19節の水産多面的機能発揮対策事業、52万円。その説明と、13節委託料の漁村再生交付金事業ですね。それと15節の工事請負費、これは新規、漁村再生交付金事業の運天漁港航路浚渫工事ですか、新規。概要は、同僚議員からもありますけれども、さらにですね、説明を求めていきたいと思います。

それと155ページです。7款1項商工費の13節委託料、村産農産物を使用した地域伝統料理継承・担い手育成事業、それと地域プロモーション促進事業の詳しい説明を。

それと158ページです。これも同僚議員から再三ありますけれども、13節委託料の景観形成強化事業、これは、概要は先ほど課長からもありましたけれども、これ運天、クンジャーのところの、クンジャーの工事、あるいは諸志与那嶺線というふうに伺っておりますけれども、この形成強化事業のですね、この何ていうんですかね、採択される事業名ですね、今回道路のほかにも、こういうほかの事業があるのかどうかですね、その説明を求めます。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 島袋輝也経済課長。

○ **経済課長 島袋輝也君** ただいまのご質疑にお答えします。

141ページ、6款1項3目の農業振興費の中の13節委託料、農業振興地域整備計画委託業務についてのご質疑にお答えします。本事業につきましては、最近の場合、平成20年に農業振興地域整備計画をつくっております。適用等につきましては、平成21年度からの開始と聞いておりますけれども、その後の農用農振地域は農業以外の土地利用が非常に制限される、規制される土地であることから、私有財産等が制限されると。そういう観点から地域の情勢等ですね、それに鑑みましておおむね5年ごとに農用農振地域の編入とか除外とかの処理をとるというためのものがございます。

今回につきましては、1筆等のですね、基礎調査を行うための委託料です。コンサルに委託して、基礎調査の資料をもとに県との事前協議等を進めていく計画でございます。

あと、ちょっと休憩お願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時54分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時54分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 142ページ、14節の使用料及び賃借料、農業用廃ビニール処理用地の賃借料についてのご質疑でございますけれども、この用地に関しましては仲尾次の尾山原(ビヤマバル)、最終処分場の後ろ側の林道が通っているんですが、その残地を農業廃ビニールの処理のために一時保管するためにですね、借用している土地でございます。地積1,400㎡あるんですけれども、今帰仁村の条例に定めている単価ですね、48円の半年分を計上して3万3,600円で、地主は本部町伊豆味の方でございますけれども、契約を交わして借用しているところでございます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時56分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時56分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 同じく19節負担金補助金及び交付金の中のさとうきび安定生産確立対策事業費のハーバスターの県上乘せ分についての500万円のことでございますけれども、それについては、国分につきましては直接JAのほうに、JAというか、サトウキビ生産機械銀行ですね、そのものに入ります。県分につきましては、市町村を通して補助してくれということでございますので、46ページに農林水産業費県補助金の中のさとうきび安定生産確立対策事業の500万円をですね、そのまま計上して機械銀行の補助ということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時58分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時58分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 153ページ、農林水産業費、3項の水産業費の2目水産業振興費の中の水産多面的機能発揮対策事業費でございますけれども、52万円計上してございます。これにつきましては、水産多面的活動対策の協定書をですね、今帰仁村水産多面的活動組織、代表につきましては現漁協の会長が代表になっておりますけれども、漁協ではなくてですね、その組織と契約を交わしまして、村内の水産業の持つ多面的機能、地域の環境保全であるとか、海浜の環境保全とか、そういった事業のために活用していく事業で、村の負担分の25%を計上しているものでございます。昨年の事業の経過としましては、天底小学校における魚のさばき方教室とかですね、兼次小学校におけるサンゴ礁について学ぶ教育的授業を行っている事業でございます。

あと、続きまして同じ水産業の3目の漁港漁場建設費につきましては、先ほども答弁したんですけれども、まず漁村再生交付金事業を活用しまして砂防堤の委託、測量設計委託業務、航路測量設計委託業務、それから運天漁港の泊地の測量設計委託業務。工事としましてはですね、平成27年度運天漁港の航路浚渫

工事を行う予定での予算の計上でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費の中の委託料の中の村産農産物を使用した地域伝統料理継承・担い手育成事業、これにつきましては人材育成に伴う緊急雇用の事業で、歳入のほうでも説明した、そへれへの委託事業です。

あと、地域プロモーション促進事業につきましては、観光協会に対する緊急雇用からの委託事業です。

あと、クーガ芋、モリンガの生産加工につきましては、琉球エコプロジェクトへの緊急雇用対策事業の委託事業ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

158ページ、7款1項5目の景観形成強化事業ですが、これについては一括交付金の事業で今帰仁村観光客受け入れ強化事業ということで景観形成強化事業として計画しています。

内容については、村が管理する道路の舗装とか粉じん防止、防護柵等の整備をしてですね、歩行者が安全で歩きやすい歩行空間を確保することで集落の深部への観光客受け入れ体制を整えるということで事業を採択して実施しているものであります。

道路以外はあるのかということですが、今回の計画については道路に関係しての景観形成の強化事業ということで事業を採択しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時03分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時05分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 答弁漏れがございましたので、補足説明いたします。

地域プロモーション促進事業の委託事業の概要ということで読み上げて説明します。

まず、その事業概要としまして今帰仁村は自然環境の豊かな観光地域であると。その辺のテレビとか、CMとかで露出の度合いも高い地域であるということを含めてですね、そのような地域資源を活用したインターネット、SNS、ゆるキャラなどを使った地域プロモーションを促進し、今帰仁村地名度向上観光誘客へつなげる、宿泊施設や観光施設からの広告等による継続事業化を図るという内容でですね、観光協会のほうで2名の職員を雇いまして、その事業を展開していく事業でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいまの経済課長の答弁でおおむね理解をいたしました。

まず、再質疑をしたいんですけども、141ページの、これは農振の大型見直しというふうに理解をしてよろしいですね。5年に大体1度の大型見直しがあるということで理解しておりますけれども、これが今、答弁に、解釈の問題だと思うんですけども、地域からの要望があったということで賜ってよろしいわけなんですね。もしそうであればですね、例えば今のような何ていうんですか、いろんな支障が出ると。例えば具体的にいうと6次産業化の推進に支障が出るとか、今言う再生エネルギーですね、いわゆる太陽光とか、そういうものの設置に対してもこれはかなりのハードルになっているわけですね、あるいはまた住宅用地。差し支えなければこういう支障がある地域ですね、どこからこの地域の要望が大きかったのか、

その辺ですね。特に今、国の施策においては農業を振興しようということで、いろいろとハード、ソフトいろいろ振り分けてコンサルも入れてですね、農業立村をうたっている以上はですね、大変これは重要な問題だと思ふし、その辺ですね、特にどこからの地域の要望が大きかったのか、答弁を求めたいと思います。

それと、めぐりまして142ページの農業用廃ビニールについては、ハーベスターとしての理解はできました。

1点ですね、この農業用廃ビニール、これは処理用地賃料とありますけれども、これはストックしておくだけですか、そこからの流れですね、どういうこの、廃ビニールをただストックして、その流れですね、そこを答弁求めます。

それと153ページの水産多面的機能発揮対策事業、経済課長の答弁では昨年、天底小学校での魚のさばきであるとか、これは私どもの子供たちから聞いて大変反響がいいということで、魚に対しても非常に興味を持ったということも賜っております、今回のこの、去年もたしか53万円、ことしは大体52万円、余り金額の差がないんですけれども、ことしのこの事業内容ですね、どういった、賜っていればですね、どういうふうにこれは使用していかれるのか、その辺、答弁を求めたいと思います。

それと下の欄のですね、これは漁村再生交付金事業、あわせてこれは運天港漁港航路浚渫工事ということで、5年スパンの計画があるということでもありますけれども、大変今これは、航路の浚渫、漁民の皆さんから聞いても大変これは期待をされている声が聞かれます。その辺ですね、今やっぱりこの漁場、あるいは漁港に対しての環境の悪化、今、非常に叫ばれていますし、それと資源の減少、高齢化など、非常に活力が低下している、今の漁業を取り巻く環境ですね。その辺、大変期待のできる何ですか、再生交付金の事業だと思ふんですけれども、この5年のスパンでもって浚渫に当たるという解釈ですか。5年かけてこれは浚渫工事をするのか、その辺ですね、再度詳しい答弁を求めたいと思います。

それと155ページの地域プロモーション促進事業、今の答弁では観光協会への雇用の、緊急雇用対策事業で2名の方々を採用して、これは、かいつまんで見ると、いわゆる本村の魅力というんですか、そこをメディア、あるいはいろんな形でもって産業に展開させてPRしていくという解釈なのか。この予先ですね、どこにこれをPRしていくのかですね、本村の魅力を、これは発信する事業だというふうに、ちょっと解釈の違いがあればあれなんですけれども、それはどこに向けて発信をしていく、これは事業なのかですね、その辺もう少し踏み込んだ答弁を求めたいと思っています。

それと、158ページの13節の景観形成強化事業、一括交付金ということで理解はしております。午前中にも同僚議員から再三再四出ておりますけれども、関連質疑としてお認めをいただきたいので、この景観条例ですね、ややもすると非常に足かせになりかねないような状況も生まれてくるという同僚議員からも発言がありましたし、今この一般地区と重点地区、そして基準を設けて色分けをしているという状況だと思ふんですけれども、それ一番私が申し上げたいのはですね、確かにこの景観に関する国民の、あるいは村民の意識が高まってくれば我が村も、さきの議会においてこの景観条例を制定したという経緯があります。それは十分私も理解をしておりますけれども、ただいろんなリーフレット、いろんな資料を見てもですね、いわゆる都市計画法に準じて策定されたという文言がいろいろあったわけですよ。我が村にはこの都計法、

いわゆる土地計画法はないですよ。非常にこれ、ある意味では整合性が問われるし、同僚議員からも少し柔軟にこれは今後対応する。経済への発展のブレーキになりかねないような声もですね、私のほうにも実際届いてきたわけですよ。その辺ですね、やっぱり都市計画法もないのに、これに準じてこれは策定したという流れがですね、どうも私には少し矛盾を感じる点もありますし、今後ですね、景観委員に、ある意味ゆだねると。この委員の考えによって大きくこれは左右される。この委員ですね、差し支えなければどういう方々が委員に選任をされているのかを、答弁を求めたいと思っています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑にお答えします。

141ページ、農業振興地域整備計画委託業務に係る再質疑でございますけれども、どこの地域からあったかというものではなくて、随時見直しの要望もですね、年間20件ほど来ているのは事実です。特に多いと言えば古宇利地区のほうが一番最近、非常に目立って多いかなというような感じがします。ただ今回の見直しにつきましては、そういった随時の見直しではなくて、平成20年度にやっていますね、おおむね5年に一度は社会経済の発展とか実情とかも違いますので、私有財産権の侵害等に当たらない…、制限を加える、規制をかける法律ですので、その辺を地域住民の意見を聞きながら、今後の農業振興に大幅に影響を与えないような形での見直しをするという県の協議を経まして、農林水産省の協議まで終えて、その地域に特定の農業の補助事業とか導入できる基盤ができるわけですので、その辺をですね、農協とか、農業委員会とか、森林組合とかの意見を聞きながら、その計画書をつくっていくための当初の予備調査でございます。

あと、廃ビニールにつきましてはですね、ちょっと休憩をお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時16分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時16分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ビニールハウスの台風等の後、使えなくなったビニールが大量に出ますので、それを村負担10円、農協負担10円、個人負担23円での今、処理事業をやっているわけですが、その計量がですね、清掃組合最終処分場の計量器を使ってはかります。その後、業者が回収するまでに二、三日かかりますので、その運ぶ間の保存という形ですね、今までただで使わせていただいていたので、それではちょっと大変恐縮だなということですね、お互い地権者とお話ししまして、その金額で賃貸契約を交わしているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時17分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時18分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 153ページの水産多面的活動の件についてですね、お答えします。

平成26年度は確かに魚さばきの体験学習教室、漂流・漂着ごみの回収、それからサンゴ学習会ですね、親子の魚料理教室等をやっております。ことしの計画につきましては、まだ多面的活動対策に係る組織からまだ概要をもらっていません。今から協議して、その多面的補助事業の申請をやっているところでございます。

同じく153ページ、運天漁港整備事業に関することでございますけれども、本年度は3事業の設計委託業務を行います。あと運天漁港の航路浚渫工事、根拠は8,200㎡ほどの工事料でございます。次年度につきましては9,800㎡、その後、平成29年度に1万100㎡の浚渫を徐々にですね、5年かけてやっていく事業の概要です。その間、また他の直売施設であるとか、そういった漁港再生交付金事業のメニューをですね、平成27年度から平成31年度までかけて整備していこうということの事業でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時20分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時21分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 155ページの地域プロモーション促進事業について、どこに発信するかということでございますけれども、地域資源を活用しながらですね、先ほども申し上げましたけれども、インターネットであるとかSNSのソーシャルメディアを活用してですね、今帰仁村地名度向上、観光化と誘客をつなげるものの事業であると。それにつきましては、インターネットでのものですので、周遊されている観光客の皆さんとか、宿泊施設に泊まっている、村外の施設に泊まっている観光客の皆さんに今帰仁村を紹介してですね、今帰仁村の自然であるとか物産をお土産に買っていただくというふうな内容の事業で2人をですね、観光協会に配置して、そういった事業の展開をしていこうということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

関連質疑ということで景観条例の件が質疑として出されましたが、この景観条例を作成するためにですね、村では平成22年から景観の資源とかの調査を行いまして、平成23年、その調査に基づいた住民の説明会とかですね、そうやって平成24年度にこの景観計画をまとめて景観条例を提案しております。

この景観計画を策定するとき、これの大もとにはですね、平成16年に景観法ができて、日本全体が非常に景観に対してですね、秩序が保たれない状態であるような建築物とか、そういうのがあって、非常に町並みとか統一されたような形成ができないような状態になっていった経緯があってですね、平成16年に景観法が制定されて、それに基づいて各自治体で条例を策定して地域の資源とか保全していく計画で取り組んできております。

沖縄県においても平成23年に沖縄県の景観形成基本計画、沖縄県全体の景観の計画がありまして、それに基づいて各自治体ですね、この景観計画を策定するために風景づくり推進事業という事業がありまして、それを導入しながら村でも景観計画を策定して条例を制定した状況があります。

その中で計画を立てるとき、いろいろこういう資源を保全するためにですね、各字の資源にはどういったものがあるのかとか、いろいろ調査した内容でですね、各字のほうに説明を行いまして、形成基準とか、そういうものも説明しまして、特に字のほうでもですね、こちらから提案した形成基準とかについて、いろいろ話した中で形成基準を決めていった状況があります。いろいろ一般地区と重点地区とを分けてはいるんですが、村全体をこの景観の区域に設定してですね、あとは各地域の中で重点地区に指定していったのはですね、海岸の周辺とか、あと一番、今帰仁城跡の周辺とかですね、そういったところの景観

を守るための重点地区の制定になっております。

これが先ほどの質疑で、経済性にちょっと影響が出るんじゃないかという話もあるんですが、各地域のこういう資源を保全することによってですね、いろいろ観光とかに結びつけたりですね、そういった要因もまた出てきますので、それは村のほうでそういう計画を持つことによって、ある程度自然を含めてですね、村全体のある程度の基準をつくっていくということで取り組んできております。

それから景観委員会のメンバーですが、今、景観委員会は10名で構成しております。まず琉大の名誉教授のほうで委員ですね、あと株式会社国建の職員ですね、これは景観に非常に専門的な知識を持っている方を選任しております。それから歴史文化センター館長、それから建築士ですね、1人。あと副村長がメンバーに入って、観光協会会長、商工会会長、区長会会長、女性の会会長、青年会会長、以上10名のメンバーで構成しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 建設課長の答弁で理解いたしました。

質疑をしたんですけども、141ページですね、農業振興地域整備計画委託業務、これは5年に一度の大型見直しということで理解はいたしました。これはやっぱり非常に大型見直しが入ると、やっぱり一部除外が出るというのは、少しまた後ずさりになっていくという傾向も見受けられますよね。その辺、やっぱり十分留意してですね、今後、しかるべき対策をとっていただきたいと思っていますし、やはり一番大事なことは、今言う地域の実情に応じたですね、主体的なこれは村づくりが必要になるのかなというふうに感じております。

それと、よく農振除外については権限移譲ですね、やはり村のことなどをやっぱり熟知している村の例えば農業委員であるとか、この農振地域であるとか。そういう権限移譲がですね、今、報道等でいろいろ聞かされるんですけども、この状況ですね、この権限移譲が可能なかどうか。やっぱり国・県にいずれも委ねていると最終決定はですね。そういう権限移譲についてですね、どういう今、状況なのか、答弁を求めていきたいと思っています。

それと142ページ、143ページの廃ビニール、そしてハーベスターの件は理解いたしました。

それと155ページの地域プロモーション促進事業、これは観光協会を緊急雇用で対策をとるということでもありますけど、やっぱり今後もですね、観光協会と密に連携をしてですね、本村の魅力をいかんなく発揮できるような構築をすべきだというふうに思っておりますし、やはりこれによって経済の再生、地域活性化につながる可能性というのは非常に大きいというふうに理解をしています。ぜひこれは連携を今後とも密にして、丸投げという方式じゃなくてですね、やはり協会がある以上、しっかり意見交換、あるいは連携していくという方向性をぜひお示しをいただきたいなというふうに思っております。

それと、あと158ページの景観形成強化事業、やっぱり課長の答弁にもありますように国民、あるいは県民、村民、非常に景観に対する意識が高まって秩序を保ちたいということは重々理解をしているところでございます。それで、やっぱり非常に地域の特性が今後、生かされてですね、この景観形成を推進するためには、やっぱり相互の村民と、あるいは業者との共通理解を深めていくことが一番重要、肝要ではないのかなというふうに思っております。やはり例えば海岸地区あたりで、例えばですね、企業が進出した

いということになっても7m以上は、これは建築が非常に厳しいと。届け出が必要ということで、要するに実務がふえるということですよ、こういう条例があることによって、手続が。手続を踏まないといけないということで、非常にこれが抵抗があるというのが、まだ業者の皆さんにはあるわけですよ。本村にとっては観光客が素通り型という現状は、これは否めないと思うんですね。やはりどこかでポケットをつくって、そこにステイをさせて、そこでお金を落とさせる。これ、表現どうなのか、あれなんですけれども。経済波及を生まないと、本村の発展は、これは余り期待ができないという状況もありますし、これは私も国・県あたりともいろいろ調べまして、やっぱりまだ業者が余り理解をしていないところがあるんですね、そこがやっぱり今言う邁進にブレーキがかかっているという状況が生まれてくるわけですよ。

ですから、先ほどから言っておりますように、そこにいろんな手だてを踏まなければならないのではないのかなど、周知ですね。ほんとに等しくこれが理解をして、景観も保ちながら経済も波及効果が出てくるというような、この状況は今後つくっていく。これは大きな課題だというふうに我が村にとってはですね、思っているわけですよ。その辺ですね、どういうお考えをお持ちなのかですか、最後に答弁を求めて質疑を終わりたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 141ページ、農業振興地域整備計画に伴う再質疑でございますけれども、権限移譲等のものがどのようになっているかということでございますが、今、私どもの把握している範囲ではですね、平成27年2月27日、内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課からの資料でございますけれども、農業委員会の制度見直しについて与党の、現内閣の取りまとめの段階での大ざっぱな情報しか持っておりません。

今後の、今期の農業委員の皆さんの任期ごろまでにははっきりとした内容として村長の選任制度に変わっていくという大まかな流れをですね、理解しております。

あと、その中において農用地域の具体的な除外まで絡むかどうか、ちょっとはっきり申し上げられませんが、例えば農地利用最適化推進委員会の設置とかですね、そのようなものの中で権限の、地域への付与はなされるものなのかなというふうに今のところは理解しているところでございます。

あと、155ページの地域プロモーション事業の件につきましては、議員指摘のとおり農業と観光を有機的につなげた6次産業化の中でも非常に重要なものだとして理解しております。その点ですね、今回の緊急雇用対策事業の中身としましては、その人材育成のための事業でございますので、観光協会が独立した運営等ができるようにですね、そのための人材の育成のための今回の委託事業です。それをもとにですね、村としても支援しながら、一緒に早く自立できるような方向でですね、一緒に支援しながらやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑についてお答えいたします。

今、村のほうで景観計画を作成されたのはですね、村の良好な景観を形成するための計画として策定されております。平成25年の3月に景観条例を提案しまして、景観条例が制定されてからですね、6カ月間の周知期間ということで期間をとりました。平成25年の9月30日に施行という形で今、来ているんですが、

その間に沖縄県の建築士会とかですね、ほとんど建築する場合に建築士がかかわってくる形になります。個人の例えば住宅とかも設計する場合に、建築基準法とかにいろいろ基づいて設計していくわけですから、建築士に依頼して建築とか構造物関係ですね、設計されていくわけですが、この建築士のほうですね、北部支部もあるんですが、沖縄県の建築士会にもパンフレットとかも全部配布してですね、また村のホームページの中で景観条例と景観計画を記載して常に建築士のほうから問い合わせがあれば、ホームページを見て、この景観計画に基づいて設計のほうをやってくださいということで指導しているものです。建築士のほうが役場のほうに来られるときは、担当のほうでもこの景観計画を含めてですね、事前にこういう計画がありますので、それに沿った建築の家屋とかですね、そういうものを設計するような指導をしている状況があります。

そういう意味で、業者への理解についてはですね、こういったいろいろ情報とか利用しながら、業者のほうに周知しておりますので、ほとんど業者のほうではこういった計画があるということは周知しているものでございます。住民のほうも、特に今、こういったものかというふうな話は、今、話はあるんですが、どうしても建築の場合は、先ほども申しましたように建築士を通しながらのものになりますので、そういった意味で、また住民には建築士のほうから、こういった村の景観計画がありますよということの話は伝わっていくと考えております。

それから、その住民と業者の相互理解ということで、これについては今後もこういった計画があるということで、それは村民にもまた常に周知させながら業者のほうも含めてですね、理解を得ていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これで歳出、6款から9款までの質疑を終わります。

次に、歳出、10款教育費から14款予備費までの質疑を行います。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 1点ですね、214ページの10款教育費ですね、社会教育費の5項のですね、13節委託料の1,306万6,000円のグスク交流センター及びその他施設管理委託業務ですね。委託業務はいろんな種類があると思うんですが、どういう種類がありますか。

それと、一番多い業務は、主な業務はどういった業務なのかですね、わかる範囲で答弁を求めています。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

214ページですけれども、社会教育費の中のですね、6目13節委託料なんですけれども、グスク交流センター及びその他の施設管理委託業務ということで、これはやはりグスク交流センターを指定管理委託しているわけでありまして。今は、上間商店が管理を引き受けているわけでありまして、業務的に大きいのは、やはりチケット販売が大きなウエートを占めているというふうに認識しております。あと、次に大きいのがですね、やはりこの周辺ですね、交流センターの周辺、第1駐車場、第2駐車場、あとは大

型駐車場の環境美化の管理ですね。これが大きなウエートを占めております。

あと、その委託の中で、また観光地安全強化事業、この事業は一括交付金の事業でございまして、これは12月から2月まで一番観光客の多い時期でありますけれども、車両の誘導、駐車場とかの誘導をする警備会社への委託となっております。

あと、今帰仁城跡ガイド強化事業、これに関しましては今帰仁グスクを学ぶ会ですね。その一括交付金で、これまでは単費で委託していたわけでありまして、平成25年度からことしにかけて継続しておりますけれども、学ぶ会への委託ということになっております。

浄化槽管理は、普通の浄化槽の管理と一緒にあります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 社会教育課長の答弁で大体わかりました。

これは、金額は今後も大体そういう感じの額になるのかですね、上限があるのかどうかですね。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

恐らくですね、去年、今年度と比べてですね、ほぼ金額は変わっておりません。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 181ページですね。10款1項2目事務局費ですね。真ん中ほどの放課後児童健全育成事業、これについて詳しい内容の説明を求めます。

それから207ページですね。10款5項3目文化財保護費の中の13節文化的景観保存管理計画策定委託業務、これについての詳しい内容の説明を求めます。

それからあけて、209ページですね。209ページの下の方の13節委託料、14節使用料及び賃借料、15節工事請負費、16節原材料費、この中の総合活用支援推進事業、この事業について詳しい内容の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

181ページの10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の19節、放課後児童健全育成事業1,183万2,000円につきましては、村内の学童保育に対する国・県補助を受けての3学童への補助事業になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

207ページの13節文化的景観保存管理計画策定委託業務ということでありまして、この事業は、去年から3年間の事業でございまして、これは今泊の伝統的集落景観を文化的景観に指定するということで、これを次世代へ継承していくということが目的で策定を進めているわけでありまして、今現在、沖縄県にはですね、この文化的景観、集落景観ということで指定されたところはありません。これは沖縄で初めて取り組んでいる事業でございまして、去年からずっと話を進めてですね、去る、先週でしたかね、今年度の委員会も終わっておりますけれども、特にですね、今はでも全体をですね、集落景観を捉え

るのかとかですね、クバの御嶽とかございますので、その範囲とかですね、例えば施設もそうです。それで伝統文化もそうです。祭祀ごともそうです。いろいろトータルで含めて今泊地区をですね、文化的景観に指定しようということで取り組んでいる事業でございます。

あと209ページの13節、14節、15節、16節ありますけれども、総合活用支援推進事業、この事業はですね、これは文科省の事業でございます、これも継続してやっている事業でありますけれども、これは今帰仁城跡、それからシイナグスク跡のいろんな事業ですね、例えば修復事業、案内板とか、発掘とかいろいろございます。平成27年度は大隅城壁の崩落した石積みを優先的に取り組んでいくと。そして平郎門前の発掘、そして阿応理屋恵（あおりやえ）、ノロの、火之神の祠がございまして、ここのサインで、案内板ですね、これを設置していく予定であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時51分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時51分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 181ページの放課後児童健全育成事業、村内の学童保育への半額補助ということがございました。これについて、村としてですね…。この事業は何年度から初めてですね、今後も継続されていくのか。

それと他市町村で、たしかこの学童に対して別のメニューもあるような伺いもしたのが勘違いなのかですね、また別のメニューで学童保育への補助とかのメニューがありえるのかどうかですね、そのあたりお伺いします。

それから207ページの文化的景観保存管理計画策定委託業務、これは今泊全体を網羅する形で景観、それから伝統的文化等ですね、いろんなことを網羅してということですが、これは何ていいますか、これが沖縄で初めてというのはこれですか。初めてということで大変、今後、沖縄の観光、文化を含めてそういうことに大きく寄与すると思いますけど、これについて3年計画で終わるのかですね。あるいはまた今言ったいろんな文化、景観とかということがありましたけど、こういうのもきっちり固まって、このような形で事業を具体的に行うということが決まったのか、決まっていなければ、いつごろ決まって実施するのか、お伺いしたいと思います。

それから209ページですね。これについては、この城の崩落した部分、12月定例会でも質問しましたけど、そのほうの修復ということですが、これはいつごろ着手して、いつごろ完成の予定かですね、おおよその日程でよろしいと思いますので、これの説明を求めたいと思います。

それから平郎門の周辺の発掘ということですが、この発掘をして、その後ですね、修復まで相当時間がかかるのかですね。発掘、その後の石垣を積んでいく時期ですね、それについて説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

181ページ、19節の放課後健全育成事業でございますが、平成25年度から今帰仁村においてはその事業を導入しております。国3分の1、県3分の1の3分の2の補助をいただいております。当初、平成25年度においてはですね、3学童がその事業を受けておりました。平成26年度につきましては、そのうちの1

学童は学童自体を閉鎖いたしまして、また新たに1学童が追加して同じく3学童の補助事業を平成26年度実施しております。平成27年度につきましても、平成26年度の実績を計上して、予算計上しておりますが、今後も村内の学童の運営費の補助として継続して国の制度、県の制度にのっとりですね、運営費の補助を実施していきたいというふうに考えております。以上です。

答弁漏れがありました。ほかのメニューについての問い合わせでございますが、昨年度からいろいろ学童については沖縄の特殊性ということで学童の、その放課後健全育成事業の対象になるのが小学校1年生から6年生までの小学生の児童を対象にしております。県内の各地での幼稚園児が、その学童に混在しているという状況があって、県のほうからはその放課後健全育成事業を導入するに当たっては園児と小学生、児童が混在することは好ましくないということで、そういう指導もあって、その放課後健全育成事業を導入できないところで市町村独自の運営費の補助を行っているということを伺ったことはありますが、同じく併設といいますか、この放課後健全育成事業とあわせての事業を導入しているというのは、こちらのほうでは現在確認していないところです。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

集落景観事業でありますけれども、どういう流れであるかということでありまして、3年計画というのはことしから始まった事業でありまして、平成26年度から平成28年度までということになっておりますけれども、大まかな流れとしてはですね、まず一応もちろん策定委員会を開くわけでありまして、委員の先生方がいろいろ意見を述べてですね、いろいろな分野で話し合うわけでありまして、今後ですね、どのように計画に基づいてやるかということ、用地調査ももちろんやります。祭祀ごととかですね、いろいろ自然もそうありますし、今泊地区はフクギが屋敷林としてたくさんありますけれども、このフクギとかやっていくんですけれども、今泊住民が参加してのワークショップ、意見の集約を聞いたりでですね、スライドショーを見て、ユンタク会とか、こういうふうに計画もしております。

そして、最終的な流れでありますけれども、やはり3カ年計画でありますので、これは文化庁の文化審議会にも諮らないといけないと思っておりますけれども、最終的にはちょっとあれですけど、一応流れ的な今、フローチャートの中で話しておりますけれども。まずは文化財保存計画を策定した後はですね、所有者の同意も得ないといけないと。あと、重要文化的景観の選定の申し出、これは文化庁に選定の申し出をやって、あと文化庁から指定を受けてですね、重要文化的景観ということで指定を受ける流れとなっておりますので、基本的には平成28年度に終了するという予定であります。

あとは大隅城壁の修復でございますけれども、いつごろ着工していつごろ完成するのかということでありまして、基本的にはですね、今からまた計画書、申請書を出して、計画書は出しておりますけれども、最終的な指令がですね、いつ来るかというのはまだ決まっておりませんが、恐らく早目に来るものだと思っております。

その中でですね、やはりこれは実施設計もしていけないといけませんので、工事はですね、いつからということは今のところ決まっておられませんけれども、私の意見としては次年度、ほんとは桜まつりまでに間に合わせたいというところが本音でございます。

あと、広場前の発掘、これはある程度継続していかなければいけませんので、恐らく旧道路になりますけれども、祭りのときにプレハブのもぎり小屋を置いていたところなんですけど、そこも、もとは県道でありましたけど、今はもう廃道になっておりますので、ここを含めて発掘していかなければいけないと思っておりますので、継続的でありますので。この事業は、総合活用支援推進事業ですね。これは5カ年スパンで計画しておりますので、平成25年度の、去年から平成29年度までという事業であります。その中でいろいろ発掘やら、修復やらですね、予定していく計画であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時02分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時02分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 すみません、181ページの先ほどの補助事業に対する説明の中で補助率ですね、国3分の1、県3分の1、村が3分の1の負担のところ、誤って説明したようであります。補助率につきましては、国が3分の1、県が3分の1、村が3分の1の負担での補助事業になっております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 放課後児童健全育成事業についてですね、学校教育課長から別のメニューはないということでありましたけど、私も勉強不足でありますけど、もしかしてですね、学童に対する別の形での補助とかというものが国のほうであるということがあるかもしれませんので、私も勉強しますが、そういうものがあるかどうかですね、学校教育課のほうでも、またぜひ勉強していただいて、そういうものがあればですね、ぜひ子供たちの健全な育成教育のために、そういうメニューを取り上げていただくように要望をいたします。

それから207ページですね、文化的景観保存管理計画策定委託業務、これについて自然も伝統文化も、今泊は特にまたフクギが大事な要素がありますけど、なかなか今までは今泊でフクギを個人個人の所有物でありますので、ごく簡単に余り考えないで、どんどん伐採とか切ったりした経緯が、これまでも見られました。そのあたりですね、備瀬などは、そのあたりのことをよく注意深くやっていると思いますけど、ぜひこれを残していくような形ですね。また住民には木の葉とか、何ていいますか、実とかですね、そういうことでの煩わしいこともありますけど、これをぜひ粘り強く理解をいただくようにしてですね、やっていただくようにして、この計画に反映させていただきたいと思います。

それから親川恵一さんのおうちのすぐ後ろといいますか、北側から東側のほうにですね、社会教育課長のおうちの近くのあたりまで行くところですけど、そのあたり、今、舗装がされてないですね。これはとても貴重であると思います。これは、年上の方々、住んでいる方々にご理解をいただきながら、そのあたりの自然の昔のままの、土のままやっていく。ほかのところもありますけど、この舗装が生活には利便になるところもありますけど、そういうところを残してですね、そこでまたテレビや映画撮影とかも、そういうことで使えると思います。そういうことでぜひですね、そのあたりのほうは配慮する形で、この計画の中に反映させて守るもの、残すのは残してやるような形で取り組んでもらうようにしていただきたいと思います。

また、この事業についてですね、社会教育課長は3月いっぱいありますけど、ぜひ今泊にですね、こ

のあたりのことを側面からぜひご協力いただいて、またその気持ちがあるというのは十分わかっていますけど、ぜひ頑張って今泊のため、今帰仁村のために働いていただきたいと思います。

この209ページの総合活用支援推進事業、これは5年計画ということで平成25年度から平成29年度までということでありまして、まずは先ほどもありましたけど、石垣の大きく崩落した部分ですね。そのあたり、ぜひ来年の今帰仁グスク桜まつりまで、これが修復できるように策定委員の先生方ともですね、緻密な協議を重ねた上で取り組んでいただいて、いい方向で行くように。また、この全体的な事業についてもですね、ぜひまたこれから社会教育課長がまた側面からの協力をしていただくよう要望しまして、質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後3時07分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時21分)

ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 218ページ13節委託料のプールろ過装置点検について、お伺いします。

もう一つ、219ページのボイラー保守点検、クラブハウスですね。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時22分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時24分)

上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えします。

218ページと219ページにまたがる委託料でございますけれども、プールろ過装置保守点検、ボイラーの保守点検、これは年間ですね、毎年1回点検を行わないといけないということですね、毎年の定期点検ということで、この予算を計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 1年に1回ですか。1年に1回にしては、プールの装置はですね、あれはもうプールの中、藻が生えているんですよ。全然やっていないんじゃないですか、点検も稼働も。あのプール、洗うとしたら、大量の水を使ってプールを洗って、掃除してですね、1回できかないと思うんですよ、水いっぱいにして、またろ過してするのはですね。去年はやっていないんじゃないですか、これは。点検者が動かしながら点検すると思うんですけど、点検していたら、藻は張らないはずですよ。稼働しているわけでしょう。それにボイラーも壊れていると言っていたんじゃないですか。あれはまだ大丈夫なんですか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

ボイラーに関しては一応見積書もありましてですね、年3回点検という予定にしております。これは、ろ過の装置の点検でありましてですね。現在、確かにボイラーですね、今、壊れていてやっていないんですけども、ことし、全体的な修理はやるんですけども、これは毎年のことで上げておりますけれども、もし必要なければですね、年度末に補正減としてやっていきたいと思っております。

そういうことで、一応最終的に改修しますので、ボイラーが新しくなったときは保守点検は必要ないと

思いますので、平成27年度は減額していきたいと、そういうふう思っております。

- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時27分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時29分)

上間恒章社会教育課長。

- 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

先ほどですね、ちょっと訂正をお願いしたいのはボイラーですね、これはクラブハウスのボイラーでございまして、プールのボイラーじゃなくて、別々にボイラーはございますので、これはクラブハウスのボイラーということで、この点検ということでございます。これ3回行われます。先ほどの修正をお願いいたします。

プールのろ過装置に関してですね、これもやはり定期検査でありますけれども、資料があるものだと思ってきたんですけれども、年間に何回かということでも、資料を持ち合わせてございませんので、ろ過装置に関してはですね、プールは夏場に開館いたしますので、どうしてもろ過装置に関しては点検を行って操業していかないといけないと、動かさないといけないということになっておりますので、ろ過装置に関してはそのままずっとやっていかないといけないということになります。

9月から保守に入りますので、9月からは、ろ過装置に関しては保守点検はやっていきませんが、その間ですね、8月まではやはり保守点検が必要になりますので、どうしてもやっていかないとはいけません。だから、何回ということはまだ、もし、後ほど資料がございましたら、担当にも聞いてからですね、お答えしたいと思っております。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時30分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時31分)

上間恒章社会教育課長。

- 社会教育課長 上間恒章君 先ほどの答弁ですね、ちょっと訂正したいと思います。

年1回と言っておりましたけど、年3回でございます。

ろ過装置に関してはですね、去年の当初予算では29万円1,600円。ということは年間通して29万円でしたけれども、今回、減額いたしましてですね、9万7,200円というふうに計上しております。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 僕が聞きたいのはですね、プールのろ過装置というのは年間ずっと動かさないと、夏場だけ動かしても、あの水の量、あれを洗わないといけなくなるわけですよ、プールに藻が張ったら。だから、ろ過装置というのは、ずっと動かさないといけないわけよ、プールというのは。冬は、本土だったら、学校なんかは金魚とか、ああいうのを養って、夏は清掃するんだけど。50mプールになればですね、膨大な水の量を使うわけよね、1回では落ちないですから。ボイラーが壊れて、ろ過装置をとめているんだったら話はわかるけど、ろ過装置は点検で動かせるわけよね、点検すればね。これ水の量、ほんとこれだけ、点検はこれだけで済むけど、水の量と言ったら大変なものですよ。1回掃除して終わるものじゃないですよ。また屋根も穴があいているから、葉っぱも落ちているしね、中に。プールに行ってみたことないでしょう。あの緑色になっているの。だから、ろ過しておけば、いつでもすぐ点検しながら、

すぐ使えるわけよ。そうじゃないですか。これ、点検料は知れているけど、水の量はこれだけでは済まないと思いますよ、あれ。洗うためには、また向こうの職員も使わないといけないし、賃金も出るわけですね。これはまた予算を補正で組むんですか、そういうのは。こういうことを考えたらですね、年がら年中動かしておかんとあれは、ろ過装置は。だめだということなんですよ。そして点検するなら、1年に1度なら1度。普通だったら動かしておかないと、いけないの。ただ1回やって、そして緑色になったらまた水で洗ってから、水を抜いて、また新たに入れて、またもう一回掃除して、3回目ぐらいからやっと使えるんですよ。そういうことを考えて予算組んだのかと聞きたいわけですよ。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

ろ過装置はですね、動いているわけですよ、今。ろ過装置はですよ。だから、8月いっぱい保守点検が入っているわけですよ。ろ過はずっとやっているわけですよ。おっしゃるとおり4月からまた学校でプールも始まりますので、どうしても夏場はやらないといけないと。やはりこのろ過装置はずっと循環しておかないといけないと。そういうことで、その分の8月までの保守点検料として計上しているわけですね。今、あれは25mのプールでございますけれども、大体そうですね、1回の水かえにはですね、やはり10万円近くかかると思われます。そういうのは十分理解しておりますけれども、だからろ過装置に関しては、今、動いているということになっております。しかしそれを、だから今、さっき言ったように8月までの保守点検料でございますということです。補正とかじゃなくて、ただ去年の、先ほども答弁しましたけど、29万1,600円のが7万円2,900円というふう計上して、20万円以上ですね、減額して委託しているわけでありまして。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時36分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時37分)

ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 今の社会教育課長の答弁を聞いたらですね、曖昧な答弁としか考えられないわけですよ。常時動かしていればですね、こういうことは私はないと見ております、水はですね。だから、動いていないから、あの藻が生えるのであって。あれ動かしていたら、いつでもきれいな水も出しながらやっていけば、ああいうことはないと思うんですよ。点検していないという証拠なんですよ。そうじゃないですか、社会教育課長。課長は見たことがないでしょう、本当は、プールの中。ないと思うんですよ。だから人に言われて、議員に言われて何もかも後から後からやっていくわけでしょう。常時動かしていると言うけど。やらなかったら、やらなかったと言って答弁してくださいよ。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

私もたびたびですね、運動公園には足を運んでおります。確かに私が気づかないところも多々ございます。これは、やはり與那嶺議員からもご指摘を受けてですね、やはり指摘を受けた以上は、対処できるのは早目に対処するというのが私の方針でございます、自分で気づかないところも多々ありますのでね、

やはり指摘された以上は早目に対処するのが私のモットーだと思っております。

ただ、お金がかかるものに関してはですね、どうしてもこれはすぐにというわけにはいきません。だから今、おっしゃるとおりろ過はですね、やはりプール管理者に委託しているわけですから、常に点検を怠っていないと僕は信じているわけですね。そういうことで私は、ろ過器はですね、動いてはいるんだけど、今、藻とかですね、張っていると。これはだからお話を聞いております、私も。だけど何が原因なのか、これは早目に対処するためにはですね、あのプール全体をやはり点検して改修していくと。それが私の務めじゃないかなと思っております。

だから怠けているわけでは決してございません。やはり村民が利用しやすくですね、やはり気楽に運動公園に足を運んでもらえる。これが、本当に我々の務めじゃないかなと思っております。

だから、議員おっしゃるとおりですね、早目早目に対処できるものはやっていくと、そういう感じで私もやってきたつもりでありますので、これからはですね、これからと言っても、あれですけど、後任にもですね、引き継いでいきたいと思っております。そういうことです。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 歳出について質疑します。

213ページ、10款5項6目グスク交流センター等費の11節の中にですね、リーフレット等印刷費200万円とありますが、これの枚数とか、そういうものの内訳ですね。このリーフレットを作成するに当たっての業者ですね、これはどのように選定しているのか。もしくは毎年毎年同じリーフレットを使っているのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

213ページですね。社会教育費の中の6目、これはグスク交流センター等費でございますけれども、その中のリーフレット、委託料ですね。何枚なのか、どういう業者とかとありましたけど、実はですね、このリーフレットはもちろん日本語です。英語、中国語は2カ国語。台湾と、また中国は違いますので。あと韓国、たしかこの5つだったと記憶しておりますけれども。業者はですね、リーフレットを1回作成しますと、同じものを増冊するわけでありますから、やはり業者は同じ業者で、このリーフレットに関しては委託をしているということになっております。

枚数ですね、当初は結構な枚数を予定しておりましたけれども、ちょっと休憩をお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時44分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時45分)

上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ご質疑にお答えします。

リーフレットの枚数なんですけれども、当初ですね、約30万枚予定しておりましたけれども、予算の関係上ですね、200万円に減額しております、恐らくこの約3分の2程度ということは20万枚ぐらいになるかと思っております。このリーフレットはですね、その都度どういうリーフレットがなくなるのか、外国語にしても英語が早くなくなるのか、韓国語が早くなくなるのか、いろいろございますので、この状

況を見ながら、また増冊ですね、やっていきたいと思っております。

これはリーフレット等になっておりますけれども、あとですね、チケットの印刷とかですね、それも一応含まれて予算に計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 同じ業者で行われているということなのですが、リーフレットを作成するに当たってですね、まずデザイン・レイアウト費だとか、写真撮影費、もろもろ含まれていると思われませんが、同じ業者ですと、この辺が全て削除されるといいますか、毎年同じものが使われれば、これは要らない金額になると思います。これは単純に20万枚の印刷代だけなのか。それと毎年デザイン等、その辺含まれた金額なのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

今のリーフレットですね、最新版としては記憶するに4年前でしたかね、現在、黒いリーフレットをご存じですかね。この黒いリーフレットに変えたのが、たしか4年か3年前だったと思います。「世界遺産今帰仁城跡」という、この題字はですね、お父さんが今帰仁村出身の方なんですけど、田場珠翠に書いてもらってですね、この権利を全部買い上げています。そういった関係でですね、やはりいつもつくったとしても印刷代だけということになりますので、安く仕上がるということでもあります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 安くで印刷できているということですね。とにかくこれは告知、広く知らしめるためのものだと思いますので、やっぱり安くいろんな人に行き渡るようなことができていると思われま

す。集客にとっても非常に重要なものなので、もしレスポンス等を含めながら、今後また変えていかないといけないときはですね、ちゃんとまたできたら違う業者で、検証するためにもですね、違う業者でまたデザイン等を起こしてもらって、今の時代に合ったリーフレット等の作成。あとは最近ですとアニメを使ったことだとか、携帯電話をかざすだけで画像が出てきたりするものとか最新のものがたくさんあると思いますので、今後このようなリーフレットに変えていくような考えがあるかどうかお伺いして、質疑を終わりたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

確かにですね、現代的なリーフレットは必要かなと思っております。やはり今、新しいのが3、4年前に切りかえておりますけれども、やはりよりよいリーフレットを作成するためには、みんなの知恵をおかりして、いいものをつくっていかないといけないと思っております。

やはりおかげさまで今帰仁城跡も大分入場者もですね、ことしも去年を更新して3月の中旬に去年の入場者数を超えたと思われま

りますので、検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 歳出、質疑いたします。

175ページ、10款1項2目事務局費の中の7節賃金です。幼・小・中・高の地域連携コーディネーターとはどういったものなのか。

その下の8節報償費、東ティモール児童と本村児童との交流推進事業ですね。これが179ページの13節委託料、同じ説明で164万4,000円が計上されています。この辺の説明を求めます。

あと191ページ、10款3項2目教育振興費、4節共済費の教育環境充実事業（支援員）、7節賃金で教育環境充実事業（支援員）、これについて説明をお願いします。

続きまして214ページ、10款5項6目の13節、先ほど1番議員からも質疑がありましたが、グスク交流センター及びその他施設管理委託業務ですね。これは、そこで働いているスタッフの人数を教えてくださいと思います。それとボランティアガイド、グスクを学ぶ会がボランティアガイドをされています。このガイドについて定期的に勉強会などを行っているのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

175ページ、7節賃金の幼・小・中・高地域連携コーディネーターでございますが、教育委員会の中に職員を配置しまして、各小・中・高の幼稚園を含めてになります。村民と学校のつながりや、また名桜大学生のボランティアを各学校に派遣調整をしたりする職員としての賃金でございます。

それから、その下の報償費の東ティモール児童との本村交流事業につきましては、一括交付金を利用して事業を展開しています芸術家招聘事業とあわせ持って、その事業として今回やっておりますが、ソプラノ歌手の宮良多鶴子さんをお招きしての事業の展開をしているメニューであります。

それから179ページの委託料の中の東ティモール児童との本村児童との交流事業につきましては、先ほどの宮良さんのつながりもございしますが、東ティモールから児童を招いて、村内3小学校での国際交流ということでその委託料として計上しております。

それから191ページの4節共済費と7節賃金の教育環境充実事業でございますが、こちらのほうは中学校に派遣しています支援員の賃金と、それに当たります共済費であります。この事業は、一括交付金を利用して事業を導入しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

214ページ、社会教育費の中のグスク交流センター等の委託料でございますけれども、グスク交流センターの職員は何名いるかということで、スタッフですね、何名いるかということでもありますけれども、私、何名ということは余り、実数はつかめてないんですけど、6名か7名になるんじゃないかなと思っております。

あと、今帰仁城跡ガイド強化事業の中の今帰仁グスクを学ぶ会ですね、勉強会をしているかということでありますけど、やはりこのガイド、今帰仁グスクを学ぶ会自体が定期的に勉強会をしておりまして、

中央公民館の講堂を借りて勉強会をするとか、またほかのところと交流するとか。たしか聞いた話では、今回はまた台湾にも一緒に行って勉強してくるということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 東ティモールの交流事業ですね、先日行われたばかりだと思いますが、天底小のほうを訪問したときに、私もお伺いしました。そのときは子供同士ですね、言葉も通じない中、楽しそうに授業を一緒に受けたり、料理教室みたいなものをしてですね、楽しそうにやっておりました。今後ともですね、この事業が続いていけるのか、お伺いします。

191ページの教育環境充実事業なんですけど、これは中学校だけに支援員を派遣しているのか、小学校には支援員は派遣していないのか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

175ページですね、東ティモール児童との交流事業につきましては、一括交付金事業を活用しております、今後ともこの事業を導入して継続していきたいというふうに考えております。

それから中学校費の191ページの教育環境充実事業につきましては、このページにつきましては中学校費の中での賃金の計上になっておりますが、小学校費につきましても支援員を、この一括交付金を利用した支援員と学習支援員の配属をしております。

小学校費につきましては、187ページのほうに計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 大変失礼しました。187ページ、見落としていました。

東ティモールの事業につきましては、ぜひ継続して、子供の何ていいですか異文化交流だと思いますので、どんどん子供のアンテナをふやせるような事業だと思いますので、どんどん継続してやってほしいと思います。

教育環境充実事業支援員につきましては、学習がどうしてもおこなっている子供、そういった子供を補佐するというか、サポートするという意味でも大変重要だと思いますので、これからもどんどん続けていけたらと思います。以上で質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 先ほどの3番議員と重複するんですが、175ページ、7節の幼・小・中・高地域コーディネーター、先ほど学校教育課長の答弁があったのですが、ちょっと理解できなかったのもので再度詳細な答弁を求めます。

それとですね、下のほうになりますが、心の教育相談員というのがあります。その相談員の、これまでの実績がありましたら答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時02分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時03分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

175ページの賃金にあります幼・小・中・高地域連携コーディネーターの役割なんですけど、例えば小学校で平和学習をしたいと、そのときの講師に適正な方がいらっしやればということで学校からの照会があった場合にですね、このコーディネーターのほうから人材を探して各学校に紹介をするという事業も行っていきます。

また、北山高校においては北山塾ということで、高校において講師を村費で派遣しております。そういった時間調整や講師との調整、それから講師の日程調整、生徒の募集に関連した業務等ですね、そういった学園構想にかかわる職員として働いていただいております。

それから、同じく175ページの心の教育相談員につきましては、中学校に配置してございまして保健室登校や相談室に来る子供たちの心のケアといいますか、相談を主に担っていただいております。

実績については今、手持ちの資料がございませんので、ちょっと紹介できないんですが、後でその相談内容ですね、件数なども含めて報告できると思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時06分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時07分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 休憩中の説明で大分理解できました。

心の教育相談員というのは中学校のみに置いているようなんですが、そうですね、保健室登校、相談室登校という生徒たちですね、多感な時期でもあるし、すごい心が揺れ動くほんとに大切な時期ですので、もう少しですね、この方も1人ですよ。皆さんでフォローしてですね、生徒たちが普通に登校できるように今後とも支援を続けていってほしいものと思います。

コーディネーターも1人、相談員も1人なんですが、今後ふやす、増員の計画がないかですね、その辺の答弁、求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えします。

さまざまな業務がありまして、国としてもですね、学校支援本部事業が、同じような業務があるんですが、例えば非常勤ですね、例えば各学校単位で年間20回とか、そういうふうに非常勤で担っているところもあります。ところが今帰仁村の学校規模としては、小学校3校、中学校1校、高校1校ですので、これを賃金として職種を設けまして、1人で村内の各学校をコーディネートしてもらおうということで1人ということなんですけど、ふやしたいのはやまやまなんですけど、ちょっと財政的な部分と相談をしてみたいと思っています。

それから、これに関連しまして、心の教育相談員についても不登校ではないんですが、教室に入れないとか、保健室登校、それから相談室登校の生徒も数名おります。その生徒のケアにつきましては、学級担任や教科担任が支援をしているわけですが、常時この子供たちにつきっきりというわけにはいきません。それで、そういった心の教育相談員が部屋にいて、その対応をしているということで今、対応しております。これも中学校1校ですので、これも学校に配置するのは1人ということで認識しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 答弁の中でですね、コーディネーター及び相談員をふやしたいということなんです、財政面が厳しいということなので、財政担当しかり、村長、その辺もですね、日本一の教育立村を目指すのであればですね、そしてまた子育てしやすい環境づくりのためにもですね、ぜひ教育委員会とともに、生徒、児童たちのために今後も努力していってほしいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 質疑したいと思います。

175ページ、4節地域型就業意識向上支援事業、7節賃金ですね、この地域型就業意識向上支援事業、この支援のあり方ですね、この概要を、それを問うてみたいと思います。

それとめぐりまして176ページです。9節旅費の一番下の欄の地域学力向上支援事業、こちらも支援事業となっておりますけれども、どのような取り組み、概要なのかですね、質疑をいたします。

それと179ページですね。14節使用料及び賃借料の中に今帰仁中学校用地賃借料、金額は小さいんですけども、その説明を求めます。

それと184ページですね。11節の需用費の校舎、施設修繕費で30万円計上されておりますけれども、その詳しい説明を求めたいと思います。

それと207ページですね。13節委託料、城跡さくら管理委託、その詳しい説明を求めます。

それとめぐりまして208ページですね。22節補償、補填及び賠償金、今泊区補償金550万円計上されておりますけれども、この根拠ですね、詳しい説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えします。

175ページの地域型就業意識向上支援事業につきましては、平成27年度からの事業でございます、県の雇用政策課の一括交付金事業であります。これの詳細については、3月に申請を出しまして4月より採択予定であります。ただし、採択された後ですね、4月よりすぐ動き始める予定ですので、その賃金職員の共済費とか、それから使用料及び賃借料となっております。

具体的には、この各事業計画書に基づきまして、採択された後に4月の後半、あるいは5月の臨時議会、あるいは6月定例会のほうで上程をして、審議する事業になっております。とりあえず4月から動き始めるためには、人件費等の経費が必要ですので、それを計上してございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

176ページの旅費の地域学力向上支援事業の36万円につきましては、対米請求権事業を活用しております、その中で講演会・シンポジウム講師としての旅費を、すみません、県外からの講師の招聘としての旅費を5人予定してまして、計上しております。

それから179ページの14節使用料の中の今帰仁中学校用地賃借料につきましては、今帰仁中学校の用地の中に1筆、個人用地が残ってまして、その借上料として年間2万3,016円を計上しております。

続いて184ページの小学校費の需用費の校舎施設修繕費にございますが、30万円。各小学校、3小学校

の合算になりますが、年間配分いたしますが、予定としては楽器の修繕とか、そういった施設の修繕に係るものについて各学校へ配分を予定しております。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

207ページですね。社会教育費の中の3目ですけれども、その中の13節委託料、城跡さくら管理委託ということです。これは樹木医に委託しております、この場内の桜の管理を全面的にお任せしております。内容といたしましては、桜の防除、あとは肥料の施肥、剪定ですね。あと、ある程度の診断をいたしまして、全部我々に助言をいただいております。そのおかげかもしれませんが、桜は順調に育っていているものだと思っております。

あと208ページの22節ですね。補償になりますけれども、今泊区補償金の根拠ということでもありますけど、以前はですね、これは今泊区が管理しておりました。これは城跡内は、ほとんどが今泊区の用地でございます。約1万坪ございます。私どもが持っている資料からしますと、昭和55年に今帰仁村に委託管理を任せたんじゃないかなと思っております。その前までは、今泊区で入札を行いまして、こういう委託料というんですか、これを徴収していたわけですね、落札した人からですね。個人的に入札して、今泊区に納めていたわけでありまして、それは昭和55年から、今、統計をとっているのは昭和55年になりますので、恐らく昭和55年からだと推測されます。昭和55年当時の入場料に関しては885万5,000円が入っているわけですね。そのころの資料はちょっと持っていないんですけど、たしか村が300万円ちょっとだったんじゃないかなと、村から今泊区への補償ですね。その流れで毎年更新していたわけですよ。担当が説明していった、今泊区の住民と相談しながらやっていたわけですけど、今泊区の住民からすれば常に委託料を上げてほしいと。しかし、当局はどうしても抑えてほしいということですね、ずっとこの話し合いが続いておまして、担当としては、ちょっと苦しい立場で交渉しているわけでありまして、毎年じゃないんですけど、その都度ですね、例えば入場者が多くなったときに対して上げていったわけですね。下げることではできませんので、毎年上がっているわけではございません。

やはり今、3カ年契約に変わっておりますけれども、平成27年度が一応契約切れるということで、また平成27年度に委託料を更新しないといけないということになりますけど、根拠としてはですね、やはり村に委託されたときの金額をですね、先ほど言った885万5,000円という線から始まったんじゃないかなと予想されます。今が550万円ということでありまして、私が常々言っているのは、私は両方の担当というか、住民と、担当でありますけど、私は常に550万円の線で余り値上げしないでですね、常に据え置きということで私は今泊区民にはお願いしておりますけれども、入場者が大分減っております。だからどういふふうになるか、ちょっと自信はないんですけど、3カ年契約ということですね、どうなるかちょっと心配なところですが。根拠としてはですね、昭和55年のスタートが根拠になるんじゃないかなと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 答弁漏れがございますので、つけ加えさせていただきます。

先ほどの地域型就業意識向上支援事業の目的なんですが、村長の施政方針にもありましたように北山学

園構想から北山学園プロジェクトに強化、移行していくという、このプロジェクトの目玉事業でありまして、国や県の課題にもですね、昨今のフリーターや、それからニートの課題もございまして、若者の就業意識を高めていくということが喫緊の課題となっています。

そこで、この事業はですね、今帰仁村の児童生徒の就業意識の向上を目指して教育委員会が人材育成の観点からキャリア教育の充実を目指すということを目的にしております。この幼・小・中・高の連携を強化しながらですね、産学官の協力と支援体制のもと、子供たちの夢と希望を応援し、意欲を持って将来の職業選択や、仕事を起こす起業に生かせる意欲や、地域活性化の人材を育成するという事業となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま教育長、担当課長と答弁をいただいたわけなんですけれども、今言うですね、175ページの地域型就業意識向上支援事業、今、教育長からありましたように、協議会が応募する方法と、いわゆる自治体、教育委員会が応募する方法があるというふうに私、内容を見たわけですね。今言うように産官学が連携しながら、これは実施が見込まれる要件がこのキャリア教育、あるいは北山学園プロジェクトということで理解してよろしいでしょうと。

今後ですね、北山学園プロジェクトというふうに銘打っているわけなんですけれども、今後の取り組みですね、例えばこの支援事業をいただいた今後の取り組み、どういった、4月から賃金職員を雇い入れて走っていくと、準備の段階へ入るといふことでもありますけれども、そのイメージですね、もし持ち合わせておられれば、教育長のほうからぜひ答弁をいただきたいというふうに思っています。

それと、めぐりまして176ページの地域学力向上支援事業、答弁では講演会、あるいはシンポジウム、県外からの講師の招聘ということで賜りましたけれども、これはどのような目的があって、どのような成果を上げているのかですね、どんなこれは講師を招聘していったって、どういった旨のシンポジウムを開催しているのか。シンポジウム、講演会もありますので、講演会にも例えばこれ目的があるはずですよ。今どういったものを、これ、想定しているのかですね、もう少し掘り下げた漠然とした答弁にしか見えませんので、そこは少し掘り下げて答弁をいただきたいというふうに思っています。

それと今帰仁中学校用地賃借料、これは179ページですね。学校教育課長から答弁がありました現在の中学校に一個人の用地がまだ残っていると、その賃借料ということで理解しています。

そこでですね、これは関連としてお認めいただきたいんですけれども、旧古宇利小中学校、ことしですね、全くいまだかつてこの先が見えてこないような状況でですね、今、どういう状況下にあるのか。跡利用問題もこれ、閉校してかなり年月がたちましてですね、かなりこれは我々議員も危惧するところでありましてけれども、全く見えてもこないし、さきの議会において、これは用地買収においても、しっかり取り組んでいくという答弁もいただいたわけなんですけれども、この用地賃借料も払わなくていいのかですね。現在これはどういう状況下に置かれているのか、その辺をぜひお示しをいただきたいというふうに思っています。

それと今、184ページの校舎施設修繕費であります、30万円。ご承知のように村内には3校の小学校在するわけなんですけれども、単純計算すると、これ10万円の、いわゆる校舎施設の維持管理、改修に執行

されるという解釈で今、答弁…。これ、10万円に固執するわけではないんですけれども、大まかに言えばこの3つに分けてもらおうと、これは10万円ずつの分担金になるのかなというふうに思っております。

そこで、さきの天底小学校においてPTA作業がございまして、これは父兄、児童に対しまして学校のシンボルであるガジュマルが去年の大きい台風で、かなりこの枝が地面につくような状況で、大変この支えている樹木も腐食が進んでおりまして、大変危険であるということで父兄の皆さんも相当、急いで私の耳に入れてきている状況にありまして、これ管理職の先生方に確認をしまして、去年の10月の台風以降ですね、再三再四にわたって教育委員会には投げているという話がございましたが、一向にこの回答が得られないということもありまして、これ以上、生徒をですね、危険な状態に置くわけにはいけないということで、父兄の皆さんにかなりご尽力をいただいて、重機等々も出してですね、きれいに修復もして、今は安全な態勢を保っているんですけれども、その辺ですね、この10万円で、仮にですよ、対応これはできるのかですね、この校舎の施設維持管理、改修ですね。特にこの天底小のガジュマルというのは、これは県の農林水産部から2002年には沖縄の名木にも、これは認定されているわけですよ。これは推定樹齢が150年から160年と言われているわけですね。さきの125周年記念に学者ガジュマルと、非常にこれは格調高い命名もいただいている中でですね。学校のシンボルである、しかも沖縄の名木にも農水部からいただいでですね、これは村が授与式もしているわけですよ。その当時の校長先生は池原伸子先生、局長のお姉さんでありますけど、その校長先生のお言葉が、ずっと学校を見守ってきた大事な守り神であると。そして100年先まで見守ってほしいという言葉も残しているわけです。これ100年残すどころかですね、これが病氣したらどうするんですか。これ樹木医も入れてますよ。学校教育課長、天底小学校出身じゃないですか。そこはですね、特段の配慮をいただいて、これはもう約半年ですか、放置されている中でですね、幸いにも湧川出身の平安山植木店のご父兄もいまして、しっかりこの防菌予防もして、今の状態では大丈夫だろうということで態勢を保っているんですけどね、状態は。その辺ですね、もう少しこの学校のシンボルを守るという観点からもですね、いち早くこれは対応できなかったものかどうかですね。その辺ですね、ちょっと踏み込んだ答弁をいただきたいというふうに思います。

それと207ページ、城跡さくら管理委託、樹木医を入れているという答弁でございました。ほんとにこれ、小さな50万円という予算でですね、今回、社会教育課長も誇らしげに語っておりますけれども、桜が満開で、大きなこれは、私はですね、費用対効果を今回の桜まつりで生んだというふうに理解をしているところでございます。まさに社会教育課長の花道もつくったのかなというふうに敬意を表したいなというふうに思っておりますけれども、同僚議員からもありましたとおり、3月議会をもって勇退されるということで、引き続きですね、おひざ元である今泊でございますので、その辺ですね、社会教育課長、今後とも大所高所からお守りいただきたいという熱い思いをですね、答弁をいただきたいというふうに思っています。

めぐりまして208ページ、今度はまた耳の痛い話でございますけれども、根拠、今泊区所有のため、昭和55年からそういう体制が続いているということでもあります。これは昨年度もたしか550万円計上されています。大変これは今、財政が厳しい中で、庁内ですよ、これは総務課主幹、財政、大蔵担当だと思うんですけれども、それ庁内で、私はやめなさいとは言っていないよ、誤解しないでください。庁内で

議論、あるいは見直し、ずっとこの550万円体制が続いていくのかですね。これは、しっかりした根拠、大変課長の答弁の力も弱くなってきたところもあるものですから、その辺のしっかり大義がないとですね、ほかの字に示しがつかないんですよ。というのもですね、例えばですよ、迷惑施設がある、この言葉は悪いんですけども、例えば火葬場の問題、老朽化していますね。それが移転される新たな場所、今、仲宗根区は非常にこう…、所在は仲宗根だと思わすんですけども。あるいは墓地、今後、福祉保健課でやっていく墓地の問題がある。公営墓地になるとですね、それもまた、じゃあ地域の補償金をいただけないものかとかですね、そういう懸念もぬぐえないわけですよ。この苦しい財政の中でですね、これが妥当なのかどうかというのは、私は判断はしませんけれども、庁内の庁議で、あるいは三役でもってですね、その辺どういった議論が交わされたのか。これ、当初予算、これの予算編成に当たってもですね、いろいろ議論したのか、しなかったのか、今後どうこの補償問題ですね、大変大事だと思わすので、しっかりこれは踏み込んだ答弁を求めていると思っています。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 それでは、ただいまのご質疑にお答えいたします。

地域型就業意識向上支援事業のイメージなんですけど、今ちょうど策定途中で、ちょっと事業の柱だけになるんですけど、詳しくは臨時議会なり次の議会で上程いたしますので、そのときにお願いしたいのですが。まずですね、本村は農業が基幹産業ですので、小学校にですね、小学生の何年生かに教育ファーム授業と言って、教育ファーム、農業体験をちょっとやっていきたいというのがあります。

それから高校生に海外キャリアアップ研修事業、それからスーパーインテリジェント研修、これは県外の一流公立大学への授業体験とか、そういうイメージです。同じように県外のスーパーインターンシップ研修、県内、あるいは地域内、大企業ですとか、100人企業というところにインターンシップをしていくと。それからキャリア教育スーパー講師招聘事業、それからキャリア教育開拓視察事業、生き方支援元気アップ研修事業。

それから委託事業でキャリア教育の専門的な企業であります株式会社ルーツに委託をして、子供たちの起業とか、それから新しい職に向けてのフォローをしていくというイメージを持っております。これにつきましては、次の議会のときにまた詳しく説明をいたしたいと思わす。

それからあと一点、地域学力向上支援事業につきましては、私が指導主事の時分に立ち上げた事業でございまして、例えばことし、平成26年度想定しますと、5月の学力向上推進大会のときに、みやぎ中央新聞の水谷もりひとさんを招聘しての講演ですとか、それから文部科学省の国語の教科調査官を招聘して小・中・高と授業を見ていただいて、指導、助言をいただいたり、それから講演会をしていただいたりという講師招聘。それから、つい先週ありました弁当の日全国サミットの竹下先生を初め、たくさん講師陣を招いての講演会等の事業プラスですね…。この報酬費については、そういった講師を招聘して子供たちの夢や希望の育成はもちろん、学力向上についての事業でございまして。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

179ページの使用料及び賃借料、中学校の用地に関連してということで、古宇利の状況はどうなってい

るかというご質問なんですが、古宇利小学校が閉校されるに当たって、そのグラウンドの一部に4筆、4名の個人用地が取り残されておりました。今年度に、そのうちの1つは契約できまして、既に今帰仁村に所有権移転しております。残る3筆なんですが、3筆のうち2筆は、まだ相続が完了しないという状況で契約の話ができないという状況があります。残る1筆ですね、そちらのほうはグラウンドと、それと校舎が一部かぶっているといいますか、その個人の土地の上に校舎が建築されているという状況があります。その方につきましては、用地の鑑定を入れて、その金額を提示して購入調整を行ってきました。ですが、近隣の古宇利区の土地の動きからするとですね、村が鑑定を入れた金額よりは実際には自分が思っている金額は高いと。ですから、その金額では売ることができないということで交渉が中断しております。

それとあわせてですね、もし購入ができないのであれば、近くの古宇利区の中で所在する村有地と交換ができないかという申し入れもしまして、4カ所候補を挙げてですね、その方に紹介したのは3カ所なんですが、3カ所をその方に紹介をして、その1つとなら交換してもいいという相談が一度はできました。ただ、その交換する村有地のほうも価格が決まっていない状況でしたので、その交換用地に関する土地も鑑定を入れて評価いたしました。その学校用地の評価額、総額とですね、村有地の評価額の坪単価が違いますので、それを面積に応分して交換できませんかということで調整をしたところ、村が提案する金額には了解といいますか納得していただけてなく、今、その村有地との交換も、買い上げも進んでない状況がございます。

それと質疑の中にあつた、まだ賃借料が支払いされていないということもあるんですが、賃借料を計算するときに鑑定価格から100分の1で月額、それを年額にしたら、通常ですね、そういうふうには算定されるということで相手方の弁護士からも、そういう100分の1という提案があつたんですが、村としては鑑定額をもとに100分の1を提案できるということで話をしたんですが、そのお金を認めてしまうと、自分の土地の鑑定評価額が決まってしまうという考え方もあるんだと思うんですが、それで応じていただけなくて、土地の賃借料も契約に至っていない状況です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時44分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時44分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 それから、次の184ページの修繕費でしたか。各学校にはですね、当初、その30万円を生徒数の割合で配分いたします。単純に3で割るのではなくて、生徒数の案分で割り振りをいたします。それ以外に、その修繕費とか必要な物は、また再度学校から上げてもらって補正予算等で調整していくと。そのときから、また学校の実情に応じて予算計上していただくという形になります。

それからガジュマルの件なんですが、確かに私も見に行っておりまして、ガジュマルについてはですね、枝が伸びすぎて重さで、支柱があつたんですが、台風であおられて落ちて、枝が損傷しているということだったので、それは切る分には本体といいますか、幹を守る剪定といいますか、それであれば別に名木、もちろん指定ではあるんですが、その木を守ることを考えれば、そのほうがいいんじゃないかということで剪定をしたほうがいいだろうと。そのときですね、作業としてはPTAの皆さんの力をフルに活用していただきたいということで学校にお話しした覚えがあります。

そのガジュマル以外にですね、北側に面する松が20本近く立ち枯れしておりましたので、そちらのほうは、そこまではPTAにお任せするのは無理だろうということで、村のほうで教育委員会から経済課林業係と調整をしてもらって、経済課の事業の中で松の伐倒は対応できました。ガジュマルについては、もちろん私も卒業生であります、天底小学校のシンボルとして、また子供たち、PTAの皆さんで守っていただきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

207ページになります。桜の管理ということで、私の熱い思いを語ってくださいと言うことでありますが、5時まででありますので、ちょっとだけ。私は、やはり地元ということで小さいころですね、父に連れられてですね、これは平郎門に父がオーナーの、この桜があったわけですよ。看板も立っていたんですね、名前も入って。そういう思いで、父にいつも「これは大事にせよ」と「これはおやじのだから、おまえはここに来たときはずっと管理せよ」ということで、ピージャー草を刈りながらですね、よく城跡にも行って、これからですね、城跡への思いは、やはり募っております。

桜が咲かないと、大変泣けてきます。一昨年ですかね、もう桜が咲かなくてですね、ほんとに四苦八苦して苦慮しまして、そういうふうなですね、去年、ことし、ほんとに桜が咲いてですね、ほんとに胸を張って、何か威張っていると言ったらおかしいかもしれませんが、この胸を張れる状態ですね、桜が咲いたということは、私はこの桜にですね、大変感謝しております。

3月卒業しますけれども、やはり城跡に対する思いはですね、人一倍持っているものだと思っておりますので、やはり桜を含めてですね、助言・指導、そして実践ですね。私は優待券がございますので、いつでも入れますので、常々目をかけてですね、城跡の環境整備、あと桜、ユリ、松等ですね、環境をよくして来場者につながればよいと思っておりますので、また皆さんもひとつ城跡を愛してですね、誘客に務めてもらいたいと思っております。

ちょっとまた208ページに関する私の見解でありますけれども、やはり今泊区の補償金ということで550万円。結構ですね、結構続いているんですね、この据え置き期間というのは。前は2カ年か3カ年すれば、今泊区から要望されるわけですね、何で値上げしないかと、10万、10万円に。ということで常に要求されるわけですよ、担当はいつも四苦八苦しますけど。一時ですね、8年ぐらい前だったと思いますけど、城跡の今泊用地が約1万坪ございますので、借地料をかけて算定したら、どうしても下がってくるわけですね。そうしたらまた、もう今泊区から総スカンを食ってですね、もうこれは絶対できないと。現在の委託料より下げるわけにはいかないと、今泊区から。評議員会に説明してから常会をやるわけですが、評議員の皆さんもですね、やはりもう委託料を下げるのは区民にですね、お話ができないから、最低でもいいから据え置きにしてもらいたいというのが今泊評議員が話し合っていることであります。

私の考えとしても、当面の間は据置きがいいんじゃないかなと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時50分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時51分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 答弁いただいたわけですが、この地域型就業意識向上支援事業、まさにこの教育ファーム事業ですか、今言ったように教育長が挙げられましたですね。まさにこれは産学官の連携が重要ではないのかなと思います。特にまた北山学園プロジェクト、それも地域のやっぱりこの理解も大いに必要ではないかと。これは名前ばかり走ってもですね、この実績が伴わないと誰も評価してはくれないものというふうに理解をしているところでもあります。ぜひこれは最大限の効果を出せるような支援事業にしていてもらいたいなというふうに思っております。

それと、めぐりまして176ページの地域学力向上支援事業の概要を聞きましたけれども、教育長からありましたとおりですね、指導主事のときにこれは立ち上げた事業だというふうに理解をしているところですね。いずれにしても、これは「学力向上」というタイトルがついている以上はですね、この学習意欲の向上といいますか、つまずきの解消も当然これはその中に含まれてくると思うんですけれども、昨今の沖縄県の学力テストですか、かなり飛躍をして全国的にもすばらしい成績を残しているということでもあります。ずっとですね、主事の、県のほうに学力テストがかなり浮揚というんですか、成績が上がったのは、やはり指導主事を増員してですね、しっかりこれはくまなく沖縄県内を、みんなの学校を重点的にこれは指導させたということを新聞か何かの記事で読んだことがあります。

差し支えなければですね、本村の今、学力ですね、どのぐらいの位置に推移しているのか。それはやっぱり子を持つ親としては、これだけ新聞に沖縄県が上がったということはマスコミに、活字になりますとですね、やはり本村の立ち位置も聞きたくなるというのが、これは実情だと思います。その辺ですね、今の今帰仁村の学力ですね、どのぐらいの県内における立ち位置なのか、その辺、答弁をいただきたいというふうに思っています。

184ページ、校舎施設修繕費、これは生徒数割だという答弁ですが、やはり確かにですね、大変財政が厳しい中でありまして、この限られた小さな予算での維持管理、大変だと思いますけれども、少なからずともですね、この学校のシンボル、この木にはひとつ重きを置いてですね。確かにこの木の伐採においては、これはやってもいいということであったんですけれども、それは支持があったと確におっしゃってございました。ただ、その木を切つてですね、やはり雑菌の問題であるとか、やっぱりたまたま平安山さんがいたから対応できたんですが、やはりこのチェーンソーを持つのもなかなか気が引けるというのが父兄の実情なんです。その辺ですね、やはりもう少し丁寧ですね、ご助言、あるいは指導をいただけないものかですね、その辺をもう少し丁寧な対応をしていただきたいというのが、これは父兄のですね、これは何名かの父兄から言われたんです。10月からもう大分ですから、校長先生も非常にこの支柱ですか、支柱も、非常にこれも樹木でやっているものですからね、大変これが何かの拍子にやって、けがでもさせたら大変だということで安全ロープもしていたんですけれども、ほんとに簡易なものですね、生徒たちは無邪気なものですぐ遊びに行くわけですね。その辺やっぱり大変なリスクを背負っているということで管理職のほうも。校長、教頭、大変心配されていたものですから、それを払拭するためにもですね、もう少し対応をやっていただければと思っています。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時55分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時56分)

本日の会議時間は議事進行の都合により、あらかじめこれを延長します。

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 207ページですね、城跡さくら管理委託、これもほんとに50万円という限られた予算で大変今回はやはり大きな役割を果たしたんじゃないかなと思っています。今の社会教育課長ですね、その思いも、また来年も必ずやこれは満開になるものと確信しておりますので、ぜひですね、おひざ元でかかわる者としても大所高所からご指導、ご助言いただければというふうに思います。

それと、208ページの今泊の補償金ですね、大変これは聖域で、大変やりづらいところもあるし、答弁もやりづらいと思います。やはりこれは今の今帰仁村の財政を鑑みた場合ですね、やはりこれは村民の満足度が得られるかということになると、いささか疑問な方もいるかと思えます。それをまた得られるぐらいいのですね、大義、しっかりした、昭和55年からこういう体制が続いているということもあるんですけども、やはりそこは財政といろいろ今後ですね、議論していく余地はあるんじゃないかなというふうに思っております。

その点ですね、今後どういうふうにこの方向性を保っていけるのか、やはり行政に携わる者としては村民の満足度を得ないとですね、これは行政もなかなか進展しないと思います。大変厳しい情勢の中で、あるいは例えば方法もあると思います。例えば手数料、村税に対しての何割とかですね、そういうしっかりした大義をつくるのもですね、今後スキームをつくっていくのも一つの手じゃないかなというふうに思っておりますので、その辺ですね、ぜひ財政のお考えもお聞かせいただければというふうに思っています。以上で、答弁を求めて終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果になりますが、平成26年度の全国学力・学習状況テストにおきまして、沖縄県の小学校が非常に躍進をいたしました。

本村の児童生徒も非常に頑張っておりまして、小学校6年生の国語Aで県平均、全国平均を上回っております。国語B、これは応用問題になりますが、これにつきましても県平均、全国平均を上回っております。6年生の算数Aにつきましても、沖縄県内の算数、非常によかったものですから、全国平均は上回っておりますが、県平均と同等より少し下がる程度。算数Bについては、全国、県より少し下でございます。

それから中学校3年生の国語Aにつきましても、全国よりも下なんですけど、県平均と同等でございます。国語Bにつきましても、全国よりも下でありまして、県平均よりもやや下でございます。数学Aにつきましても、全国、県よりも下ということですね。数学Bにつきましても、全国、県より下と。ちょっと国語よりも数学のほうが少し低迷をしている状況でございます。

それから県内の状況につきましては、各地区ごとにも点数というか、序列がありまして、国頭地区は沖縄県の6地区の中でも5位、6位、下のほうでございます。その県内の国頭地区におきましては、4地区の平均以上という成績となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 184ページに関連しまして学校のシンボルの保全とございますか、管理に

ついてということになります。学校のシンボルでありますので、ぜひ地域やPTAの皆さんの最大の力を結集してですね、育ててほしいというふうに思います。

教育委員会としてできる分については、また急な修繕とか、そういったものについては学校と調整しながら整備を図っていきたいと思いますが、ガジュマルの大木ですね、そちらのほうは百何十年も天底小学校を見守っている木でございますので、かつてですね、その木を保全するために支柱を入れたり、それからガジュマルの下のほうに花を植栽して、花を植えることによって子供たちが、そこの中までは踏み込まないような対応を以前はしていたのを覚えておりますので、そういった方法で危険回避や、それから老朽化といいますか、朽ちてきている枝については、その適切な、簡単な管理、またちょっと重機等を使うような管理もあるのかもしれないのですが、適宜点検などを行ってですね、PTA作業で対応できる部分については対応していただきたいと。天底小に限らずですね、各学校、そのように今まで対応してきておりますので、ぜひ協力をお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

桜の管理につきましては、私のほうも地元でありますので、ほんとに担当もいますけれども、一緒にですね、ほんとに私のできる範囲で協力していきたくて思っております。

今泊区の補償金でございますけれども、確かにですね、今泊区外の人、村民が非常に高いと。確かに思っていることだと、私も思っております。何で今泊区に、こんなにたくさんあげるのという方も結構いらっしゃいます。ただ、この城跡のですね、土地の所有者は今泊区であるというのは恐らく村民には余り知られていないんじゃないかなと思っているわけですね。だからそここのところも伝える必要があるんじゃないかなと思っております。

確かに少ない財源の中で550万円という補償金は、確かに大きいというふうに思っておりますけれども、何せもう30年以上も続いてきている、約40年近くですかね。やっている中でですね、果たしてほんとに担当がですね、ほんとに今泊区民を説得できるのかどうかと思ったら、私もちょっと疑問が生じるわけですけど。私もできなかったんですね、はっきり言って。大変だから恐縮しておりますけれども、これもしつかり後任に引き継いで、よく話し合ってもらいたいということを伝えていきます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 これで歳出10款から14款までの質疑を終わります。

これで一般会計の質疑を終了します。

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

(延会時刻 午後5時05分)